

平成26年第1回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成26年3月4日																														
招 集 の 場 所	平群町議会議場																														
開 会（開 議）	3月4日午前9時10分宣告（第1日）																														
出 席 議 員	<table border="0"> <tr> <td>1 番 井 戸 太 郎</td> <td>2 番 戎 井 政 弘</td> </tr> <tr> <td>3 番 奥 田 幸 男</td> <td>4 番 森 田 勝</td> </tr> <tr> <td>5 番 植 田 い ず み</td> <td>6 番 山 口 昌 亮</td> </tr> <tr> <td>7 番 高 幣 幸 生</td> <td>8 番 窪 和 子</td> </tr> <tr> <td>9 番 山 田 仁 樹</td> <td>10 番 下 中 一 郎</td> </tr> <tr> <td>11 番 繁 田 智 子</td> <td>12 番 馬 本 隆 夫</td> </tr> </table>	1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘	3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝	5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮	7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子	9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎	11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																		
1 番 井 戸 太 郎	2 番 戎 井 政 弘																														
3 番 奥 田 幸 男	4 番 森 田 勝																														
5 番 植 田 い ず み	6 番 山 口 昌 亮																														
7 番 高 幣 幸 生	8 番 窪 和 子																														
9 番 山 田 仁 樹	10 番 下 中 一 郎																														
11 番 繁 田 智 子	12 番 馬 本 隆 夫																														
欠 席 議 員	な し																														
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>岩 崎 万 勉</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>山 中 淳 史</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>森 井 惠 治</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>瓜 生 浩 章</td> </tr> <tr> <td>理事（政策推進課長）</td> <td>大 浦 孝 夫</td> </tr> <tr> <td>理事（総務防災課長）</td> <td>今 村 雅 勇</td> </tr> <tr> <td>理事（都市建設課長）</td> <td>植 田 充 彦</td> </tr> <tr> <td>理事（教育委員会総務課長）</td> <td>西 本 勉</td> </tr> <tr> <td>税 務 課 長</td> <td>経 堂 裕 士</td> </tr> <tr> <td>住 民 生 活 課 長</td> <td>城 光 良</td> </tr> <tr> <td>健 康 保 険 課 長</td> <td>上 田 武 司</td> </tr> <tr> <td>福 祉 課 長</td> <td>塚 本 敏 孝</td> </tr> <tr> <td>観 光 産 業 課 長</td> <td>寺 口 嘉 彦</td> </tr> <tr> <td>上 下 水 道 課 長</td> <td>島 野 千 洋</td> </tr> <tr> <td>総 務 防 災 課 参 事</td> <td>橋 本 雅 至</td> </tr> </table>	町 長	岩 崎 万 勉	副 町 長	山 中 淳 史	教 育 長	森 井 惠 治	会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章	理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫	理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇	理事（都市建設課長）	植 田 充 彦	理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉	税 務 課 長	経 堂 裕 士	住 民 生 活 課 長	城 光 良	健 康 保 険 課 長	上 田 武 司	福 祉 課 長	塚 本 敏 孝	観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦	上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋	総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至
町 長	岩 崎 万 勉																														
副 町 長	山 中 淳 史																														
教 育 長	森 井 惠 治																														
会 計 管 理 者	瓜 生 浩 章																														
理事（政策推進課長）	大 浦 孝 夫																														
理事（総務防災課長）	今 村 雅 勇																														
理事（都市建設課長）	植 田 充 彦																														
理事（教育委員会総務課長）	西 本 勉																														
税 務 課 長	経 堂 裕 士																														
住 民 生 活 課 長	城 光 良																														
健 康 保 険 課 長	上 田 武 司																														
福 祉 課 長	塚 本 敏 孝																														
観 光 産 業 課 長	寺 口 嘉 彦																														
上 下 水 道 課 長	島 野 千 洋																														
総 務 防 災 課 参 事	橋 本 雅 至																														
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	<table border="0"> <tr> <td>議 会 事 務 局 長</td> <td>西 脇 洋 貴</td> </tr> <tr> <td>主 幹</td> <td>田 中 裕 美</td> </tr> <tr> <td>主 任</td> <td>竹 村 恵</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴	主 幹	田 中 裕 美	主 任	竹 村 恵																								
議 会 事 務 局 長	西 脇 洋 貴																														
主 幹	田 中 裕 美																														
主 任	竹 村 恵																														
町 長 提 出 議 案 の 題 目	<p>議案第 1 号 平群町防犯灯取替事業分担金徴収条例の制定について</p> <p>議案第 2 号 平群町公告式条例の一部を改正する条例について</p>																														

町長提出議案
の題目

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 議案第 3 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 号 | 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 号 | 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 6 号 | 平群町立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 7 号 | 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 8 号 | 平成 25 年度平群町一般会計補正予算（第 4 号）について |
| 議案第 9 号 | 平成 25 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 議案第 10 号 | 平成 25 年度平群町水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 議案第 11 号 | 平成 25 年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 議案第 12 号 | 平成 25 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 同意第 1 号 | 監査委員の選任に同意を求めることについて |
| 議案第 13 号 | 平成 26 年度平群町一般会計予算について |
| 議案第 14 号 | 平成 26 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 議案第 15 号 | 平成 26 年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 議案第 16 号 | 平成 26 年度平群町水道事業会計予算について |
| 議案第 17 号 | 平成 26 年度平群町下水道事業特別会計予算について |
| 議案第 18 号 | 平成 26 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |

町長提出議案 の題目	<p>議案第19号 平成26年度平群町学校給食費特別会計予算について</p> <p>議案第20号 平成26年度平群町介護保険特別会計予算について</p> <p>議案第21号 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について</p> <p>議案第22号 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について</p>
議員提出議案 の題目	<p>発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p>
議事日程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
会議録署名議員 の氏名	<p>議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。</p> <p>6番 山口昌亮 7番 高幣幸生</p>

平成 26 年 第 1 回 (3 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 26 年 3 月 4 日 (火)
午 前 9 時 開 議

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 平群町防犯灯取替事業分担金徴収条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 平群町公告式条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 平群町立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 | 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 8 号 | 平成 25 年度平群町一般会計補正予算 (第 4 号) について |
| 日程第 12 | 議案第 9 号 | 平成 25 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 13 | 議案第 10 号 | 平成 25 年度平群町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について |
| 日程第 14 | 議案第 11 号 | 平成 25 年度平群町下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について |
| 日程第 15 | 議案第 12 号 | 平成 25 年度平群町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について |
| 日程第 16 | 同意第 1 号 | 監査委員の選任に同意を求めることについて |
| 日程第 17 | 発議第 1 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 13 号 | 平成 26 年度平群町一般会計予算について |
| 日程第 19 | 議案第 14 号 | 平成 26 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |

- 日程第 2 0 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 2 1 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度平群町水道事業会計予算について
- 日程第 2 2 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度平群町下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度平群町学校給食費特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 0 号 平成 2 6 年度平群町介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 2 号 平成 2 6 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について

開 会 （午前 9時10分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

会議の冒頭ではありますが、甚大な被害をもたらした東日本大震災から間もなく3年がたとうとしています。まだまだ厳しい環境の中で、震災の復旧、復興、原発事故対策などを進めている方々の御努力に敬意を表しますとともに、1日も早い復旧、復興を念願するものであります。

本議会といたしまして、震災で犠牲となられた方々に哀悼の意を表し、黙祷をささげたいと思います。

それでは、全員起立して黙祷をお願いしたいと思います。

黙祷を始めます。黙祷。

黙 祷

○議 長

黙祷を終わります。

御着席願います。ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成26年平群町議会第1回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして、御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。暦も3月に入りまして、少しずつ朝夕の寒さも緩み、梅の香りとともに、平群の山々の装いも春を感じさせる季節となりました。本日は平成26年第1回平群町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私大変お忙しいところ御出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、12月定例会から3カ月近くが経過し、この間の町政にかかわる主な出来事や取り組み、行事などにつきまして御報告させていただきます。

1月11日には、住民の皆様と行政との協働による安全・安心のまちづくりと地域のきずなを強めるための取り組みとして、ことしで11回目を迎える竹あかりの集いが開催され、多くの住民の皆様が御参加されました。その中で、ことしの特徴的な取り組みとして、町内2カ所の避難場所に住民主導による防災かまどベンチ設置の紹介展示が行われました。また、災害被害を想定した災害図上訓練が実施され、大変好評でありました。

次に、1月11日、12日には、総合スポーツセンター体育館において奈良県プロバスケットボールチーム、バンビシャス奈良と京都のチームの公式試合が、古都ダービーと銘打って開催され、初日の11日は838人、2日目の12日には1,211人の方が町内外より来場され、大盛況でありました。

次に、1月12日には成人式が行われました。式典では、御来賓の方々より新成人の皆さんにお祝いや励ましの言葉が寄せられ、185名の新成人の皆さんが輝かしい門出を飾られました。

1月13日には、地域の消防活動として、生駒南支部の合同出初め式が挙行され、新しい年を迎えて、消防団員の消防精神に燃えた勇姿が披露されました。

1月14日には、奈良県新公会堂において全国市町村長サミットが開催され、全国各地の首長が参加される中、各地域におけるまちづくりの先進的な取り組み事例の紹介や、分野、テーマ別の分科会、交流会が開催されました。また、この全国市町村長サミットに合わせ、高知県須崎市長が平群町を視察訪問でお見えになり、1月15日に懇談会の開催、町内施設などの御案内をいたしました。まちの第5次総合計画においても広域連携を進めることとしており、平群町、須崎市それぞれが持つ地域特性を生かした観光や産業分野などさまざまな分野での交流を深めていくことなど、幅広い意見交換を行い、平成26年度において、両首長の交流事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、2月3日には、いかるがホールにおいて西和地区自主防犯の集いが催されました。西和7町の防犯や交通安全に活躍されているボランティア団体の方々が多数参加され、地域安全の部達成団体表彰として、平群町の初香台自主防犯パトロール活動、緑ヶ丘自治会青色パトロール、春日丘自警団、つばき防犯パトロール隊、菊美台自治会の皆さんが受賞されました。

次に、2月8日、9日には、信貴山寅まつりが開催されました。雪が降り、あいにくの天候でしたが、県内外から多数の観光客がお越しになり、会場では、平群町を初め生駒郡4町、王寺町がブースを出店し、それぞれ地域の特産品の販売、地元PRを行いました。

2月14日、全国的な寒波で天候が大荒れとなり、平群町においても近年にない大雪となりました。十三峠路線やフラワーロードで通行どめ、ごみの収集中止やコミュニティバスの運行が大幅に乱れましたが、除雪作業、防災無線等による住民の皆様への周知など初期対応を行い、住民の皆様の御理解、御協力により大きな混乱はなかったところではありますが、ブドウ農家などのハウスに被害が発生し、ことしの収穫への影響も心配されています。今後におきましても、災害時における迅速な対応に努めてまいります。

2月23日に、西小学校区の地域の役員、住民の方を対象に、平群西小学校

跡地利用に関する地域説明会を開催し、多数の参加者をいただき、また、熱心な御意見、御希望なども提示していただき、大変有意義な意見交換会となりました。

3月2日、プリズムへぐりを起点に、大和川一斉清掃の取り組みの一環として、竜田川まほろば遊歩道整備構想推進協議会の呼びかけで、大和川の支流である竜田川の清掃活動が行われました。郡山土木、河川沿いの自治会役員、町職員などがボランティアでごみ拾いに精を出しました。

次に町内の事務事業の進捗でございます。

まず、幼保一体化施設についてですが、2月10日に建設工事の入札公告を行い、3月11日、入札の開札を行います。議員の皆様への御理解を賜り、1日も早い建設事業の着手を目指してまいります。

次に、ごみ減量に向けた取り組みとして、昨年10月からスタートしました家庭系可燃ごみの指定袋制につきましては、多くの町民の皆様への御理解と御協力によりまして、現在までのところ、大きな成果を上げております。全町民の皆様へ心から感謝を申し上げますとともに、今後も自治会やエコリーダーさんのより一層の御協力をお願い申し上げますとともに、本町といたしましても、さらなるごみ減量に向けた広報活動に努めてまいります。

さて、平成25年度も余すところ1カ月足らずとなりましたが、現在取り組んでいる事業につきまして、残された時間でしっかりと区切りをつけ、来る平成26年度から新たなスタートが切れるよう心を新たに、全職員が一丸となって、まちの将来像であります高齢者から子どもまでが安心して暮らせる「緑豊かで心豊かな子どもの歓声がきこえるまち」を目指してまいります。

本定例会におきまして上程させていただきました案件は、条例制定、改正案件が7件、平成25年度一般会計並びに特別会計の補正予算案件が5件、同意案件が1件、平成26年度一般会計、特別会計予算案件が10件で、合計23件の審議をお願いいたしております。いずれにおきましても慎重に御審議を賜り、原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおりであります。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により6番、山口君、7番、高幣君を指名いたします。本定例会会期中よろしく願いをいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から3月18日までの15日間にいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月18日までの15日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

3月4日(火) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

3月5日(水) 本会議(新年度予算総括審議) 午前9時より

3月6日(木) あいてございます。

3月7日(金) 予算審査特別委員会(一般会計) 午前9時より

3月8日(土) 休会でございます。

3月9日(日) 休会でございます。

3月10日(月) 予算審査特別委員会(特別会計) 午前9時より

3月11日(火) 文教厚生委員会 午前10時より

3月12日(水) あいてございます。

3月13日(木) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月14日(金) 本会議(一般質問) 午前9時より

3月15日(土) 休会でございます。

3月16日(日) 休会でございます。

3月17日（月） あいてございます。

3月18日（火） 本会議（最終日） 午後2時からで
ございます。

以上でございます。

○議長

日程第3 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、山口君。

○議会運営委員長（山口昌亮）

2月20日木曜日午前10時から議会運営委員会を開催いたしました。

案件については、本日から始まりました平成26年第1回定例会の議事日程、審議議案の内容また付託議案、それから、いま局長から報告がありました日程等について審議し、全て内定いたしました。

以上です。

○議長

議会改革特別委員会の報告を求めます。議会改革特別委員長、高幣君。

○議会改革特別委員長（高幣幸生）

議会改革特別委員会は、平成26年1月10日、開催いたしました。

案件については、御承知のとおり、議会の日程、会期の日程、一般質問の日程等について、各委員の慎重な協議の結果、議長のほうに答申いたしました。その結果は今議会にも反映されていることと思います。

また、2番目に、26年度実施予定になっておりますインターネット中継について、皆様方御承知のとおり、26年度予算を見ていただきましたらその関係費用が計上されておりますので、可決いたしましたら、早急に議会事務局のほうでワーキングに入っていただきたいと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長

文教厚生委員会の報告を求めます。文教厚生委員長、窪君。

○文教厚生委員長（窪 和子）

文教厚生委員会を、平成26年2月26日水曜日午前9時より開催をいたしました。

案件につきましては、1点目、自治会管理防犯灯のLED取替事業について、2点目、幼保一体施設開設に伴う進捗状況について、3点目、小学校再編成検討協議会の進捗状況について、4点目、スポーツ施設の運用について、5点目、平群東小学校大規模改修工事の進捗状況についてであります。

以上です。

○議長

次に、町より報告事項があります。予備費の充用について報告を求めます。

副町長。

○副町長

それでは、議長のお許しを得ましたので、予備費充用について6件報告させていただきます。

まず、平成25年12月20日付で、平成26年度から始まります県子ども医療費助成の開始に向けまして、システム改修経費といたしまして、民生費、社会福祉費の委託料に100万8,000円を充用させていただきました。

続きまして、平成26年1月16日付で、公民館3階会議室エアコン改修費といたしまして、教育費、社会教育費の備品購入費に28万2,000円を充用させていただきました。

続きまして、1月27日付で、小学校及び中学校にございます情報機器のOS改修費用といたしまして、教育費、小学校費の修繕料に75万円を、教育費、中学校費の修繕料に25万円を充用させていただきました。

続きまして、1月29日付で、児童手当の予算に不足が生じたので、民生費、児童措置費の扶助費に401万5,000円を充用させていただきました。

最後に、2月19日付で、避難行動要支援者名簿データの作成に向けたシステム改修経費といたしまして、総務費、総務管理費の委託料に50万6,000円を充用させていただきました。

以上、合計6件、681万1,000円を予備費から充用させていただきましたので、御報告させていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

日程第4 議案第1号 平群町防犯灯取替事業分担金徴収条例の制定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長

議案第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

このことについては、先日の文教厚生委員会で報告があったところなんです

が、ちょっと確認も含めてしておきたいんですが、そのときの説明では、自治会から手が挙がっているのが701灯あるということで、申請のある分については全部受け付けて、町のほうで事業をして、いま説明あった40%分については自治会からお金を出してもらうということなんですが、そこで、この問題については私も一般質問で2年ほど前に取り上げたことがありますので、方法のことは別にして、これで一定相当事業、この事業としては進むもんだというふうに評価はしています。そこでですね、当時質問したときに、町管理の防犯灯は577基で、自治会管理が2,147基あるということでした。この前の説明では、自治会管理だけの説明だったんですが、それが今度701基、新年度で実施すれば、約半分をちょっと超える程度LED化ができるということだったんですが、町のほうは昨年も予算を組んでますし、今年度相当、結構な数を組んでたと思うんですが、いま現在、来年度も、新年度予算案を見ますと、来年度のところにも2,256万5,000円の予算が組んでますから、これは自治会管理だけじゃなくって、当然町管理の分も含んでいると思うんですけどもね。そこでですね、一つは今度の事業、この前説明があった701基をやることで、自治会のほうは数はわかりますが、町のほうは今年度どうなっていくのかということと、それから、この前の説明では90%起債で、その後、そのうちの30%については後年度交付税措置っていうふうな説明だったんですがね、その点についてももうちょっと詳しく説明、その点についてですね、もう少し説明いただけますか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

防犯灯の、町のほうがどうなっているかという御質問でございますが、少し訂正も含めて御説明申し上げます。

町管理防犯灯につきましては、議員お述べの577灯と以前御説明もさせていただいてきたところでございますが、これは、調べますと、確認させていただきまして契約灯数でございますが、実際の個々個々の灯数というのは745灯でございます。ですから、745灯が町のいま現在の管理の防犯灯ということになります。

それから、町管理の防犯灯につきましてはLED化ということで、平成23年度から少しずつですが実施をしてまいりまして、平成23年度に3基、24年度に40基、25年度で360基と実施をしてまいったところでございますが、26年度予定といたしまして、あと残りの防犯灯の管理しているLED化というのは、あと残り403灯ございまして、その分をLED化に進めてして

いくという予定でしております。

それから、この事業で90%起債と、後、交付税算入ということでございます。財政当局と協議を、打ち合わせ等させていただきまして、町の持ち分の90%が起債対象になると。金額で申しますと、予算にも計上させていただいておりますので、また予算のときも説明をさせていただきたいんですが、一応、町の分の90%が起債対象と、あと、後年度、次年度から30%の交付税算入があるということでございます。

以上です。

○議 長

山口君。

○6 番

予算のほうは全体書いてあるから、自治会管理の防犯灯については、701灯の予算について、これ、新しい条例で、来年度それより増えるのかもわかりませんが、2,256万5,000円っていうのは町管理の分も入ってるんで、自治会管理だけの分と言えば幾らになるのかだけ、ちょっと答えていただけますか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

自治会管理の分で申し上げますと、701基と申しあげましたので、701基の1万8,000円で、1,260万ほどの工事費という形になります。

○議 長

ほかにございませんか。窪君。

○8 番

文教厚生委員会でも審議をいたしましたのであれですけども、3年間の期限付ということですが、各自治会によっては意向調査をされて、大変差異があると思うんですが、私の地元を一つの例に挙げましたら、85基ありまして、5基、5基といままでの補助メニューでしていただきまして、あと75基を平成26年度に意向調査で要望されております。自治会長に聞きましたら、一遍にしたほうが、各箇所、つける箇所の、また考えないといけないということで、大変高額でありますけれども、新年度の自治会の予算に計上をしていただいておりますが、大変意向調査の差異がありますので、しっかりと自治会の総代会等で丁寧な説明をまたしていただくことをお願いしたいと思います。

それから、スケジュールにつきまして、再度、御説明をお願いしたいと思います。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

来年度のスケジュールとして考えているところを申し上げますと、4月下旬ぐらいに自治会長宛てに事業の内容の御通知をさせていただきますして、5月末までに各自治会からの事業の実施要望を取りまとめをさせていただくというふうに考えております。それから、7月初旬からでございますが、施工に当たる業者の決定という形で、一応、業者の選定に向けて準備をいたします。それから、7月末にその業者が決まりましたら、1灯当たりの施工費がそれで決定するわけでございますして、改めて自治会長宛てにそれぞれ要望基数の金額ですね、それに準じた金額を自治会長宛てに御通知をさせていただくという予定でございます。それから、8月中旬ぐらいから工事を着手いたしまして、年末、12月末までには何とか事業を、工事を終えるような形を考えているところでございます。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12番

先日、文教厚生委員会でちょっとお話ししたんですけども、これ、来年度で約50%そこそこということで、設置率。あのね、3年間の事業立法でございますし、時限立法でございますし、地域活性化債が3年間発行できるわけでございます。そこで、平群町にとりましても、60%の負担に対する3年間の交付税また算入もございますし、また、それよりも地域にいろいろ、自治会によっては財政的なこと、いろいろ自治会によってあると思いますけども、地域のやっぱり犯罪防止と明るい生活環境をつくるということのための防犯設置でございますので、そこを鑑みていただきまして、3年間に100%を達成いただきますように、ひとつその意気込みをですね、課長、御答弁いただけませんか。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

議員お述べのように、防犯灯を設置の目的と言いますのは、明るい地域社会を目指して防犯灯設置事業に取り組んでいるところでございます。LED化というところにつきましても、環境に関する負荷を低減するとか、経費も削減できるとかというところで、メリットも多くございます。できるだけ自治会のほうに3年間の間で完了していただくようお願いもしてまいりたいと思ってお

りますので、自治会に向け要望っていうんですか、町のほうからお願いをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。高幣君。

○7番

LED化っていうのは、これは大事なことでございますけれども、私自身は、委員会でも申し上げたかもしれませんが、規格の統一化っていうことを考えていただきたいと思います。と言うのは、町道の中の、道路っていうのは4メートル道路もあれば6メートル道路も、いわゆる幅があるわけです。そういう意味では、一体どんなふうに考えられているのか、お尋ねします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

規格のお話をいただきました。自治会管理の防犯灯につきましては、いままでの、いまの内容につきまして調査いたしますと、ほぼ、蛍光灯のタイプで言いますと20ワット級ということでございます。あと、町管理の分についてはそれ以上の、20ワット級以上の分も確かに設置をしているところでございます。それは蛍光灯タイプ、あるいは水銀タイプということですが、先ほど申しましたように、LED化のメリットもございますので、LEDのほうに切りかえをしていくということで今回は進めていきたいと思っております。自治会の規格という意味合いでは、自治会の管理していただいている防犯灯については、ほとんどが簡易防犯灯というんですか、照明灯ということで、従来の蛍光灯20ワット級のものでございますので、今回、LEDは統一して、それ級の規格でお願いしたいというところでございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより議案第1号に対する討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第1号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 平群町公告式条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第2号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6 番

別に議案に異論はないんですが、せっかくの機会ですから、公告されているのはいいんですけどね、重なってちゃんと見れるのかどうかっていうのが、ああいう方向でしか、多くの人はいんまり見てないようですけども、例えば、駅前で時間あるときにいろいろ見ておられる方がいらっしゃるのも事実なんです。私たちが見ても、重なってピンとかいろんなもんでとめられているんで、あれで果たして、ただ単に、ほんまに形式的に張っているだけではないかというふうに思う。当然、鍵かかっていますから、あけて見るわけにもいきませんし、その点は実際問題としてどうなんですか。一応、法律で決まって、公告しなければならぬということになってるんだと思うんですけど、その点、何か改善の余地っていうのはないんですかね。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

掲示場のスペースに、ごらんのとおり限りがあるということから、重なった場合にはそういったことで、掲示するスペースが何と言いますかね、不足する

というような状況もございますが、定期的に、掲示する際にはですね、一定の告示期間が終わったものは撤去をしてですね、整理していくということで、必ず次のものを掲示していく、次に掲示するものにつきましてはそういった整理をするというふうに心がけておりますし、総務防災課、いろんな課が定期的に掲示を行っております。その際には、一定の期間、いわゆる掲示する期間、周知できた一定の期間につきましては、撤去して行って、整理していくと、できるだけ重ならないようにと、そういった運用に努めてまいりたいと思います。また、スペース的なものがございますので、一定、限度はあるかと思っておりますけれども、そういった運用には周知徹底していきたいと思っております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第2号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決いたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第6 議案第3号 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課長。

○総務防災課長

議案第2号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第3号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 平群町立学校給食センターの管理に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第4号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第4号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第5号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5 番

いま、課長のほうから提案があったんですけど、西小学校がことしの4月から東小と一緒にってということで、それに伴う体育館の、体育施設条例の中でうたってるんですが、平日ね、5時から22時となってるんですけども、これは、学校があるときはそうだったと思うんです。通常、生徒さんたちが使うわけですから。ただ、今回、西小の体育館については、学校が統合されて東小と一緒にって、平群小学校としてスタートするわけですから、当然、午前中は使えるわけですよ、学校がないわけですから。住民の利便性から考えれば、せっかくそういう形で一定の期間、ここの活用が決まるまでそういう扱いをするのであればね、午前中も同じような形で使えるというふうに、私はすべきではないかなというふうに思うんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

当然、あいている、学校が使わない時間も含めて、今回、4月以降は出てくるわけで、そういう考え方もあるんですけども、教育委員会のほうでは、この旧西小学校の施設を体育施設として利用していただくかどうかからの考え方の中で、もう一切使えない状態をつくるというのは、やはり激変緩和の意味におきましては好ましくないと。利用団体、いま現在、3団体4種目の利用団体があるんですけども、その、少なくとも利用についてはしっかり担保しなければならないだろうというふうな判断で、当面、学校開放をしている、そういう状況の中での暫定的な継続利用という範囲にとどめたというふうなことで、そういう判断をさせていただいたということです。

○議長

植田君。

○5番

そら、いま使ってはる団体が継続して使えるということ、それは必要やったと思うんです。ただ、ここの中にも、利用対象者、町内に在住、あるいは、町内で勤務っていう形で書いているわけですから、別にいま使ってはる団体以外の団体が申し込まれて、使えないという状況ではないわけですよ。そういう意味では、より多くの方々が使いやすい状況をつくっていくというのは基本だと思うし、いま、ひょっとしたら使っている団体の方の中にもですね、昼間使えるんだったらそのほうがいいわっていう形も出てくるんじゃないかなと。これは私の想像ですよ。夜しか使えなかったところを昼間使えるのであれば、そのほうが助かるわと、そっち側に、使えるのであれば移行したいというお考えのところもあるかもしれない。そういう意味では、別に午前中、昼日中ですよ、使えないという状況ではないのであれば、やはりそこは住民の選択権が広がるという意味ではですね、やっぱりそこは開放していくべきだと思うんですけども、平日の日中もですね。それは早急にちょっと考えてもらえませんか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほど説明させてもらったとは思いますが、今回、旧西小学校の体育施設については、現行の学校開放施設の開放をベースに考えましたので、ということの判断です。現状で言いますと、毎年、クラブ、これは、ここの学校の体育施設につきましては、教育委員会に登録してるクラブ団体が使えるというふうな、そういう利用制限もしてます。毎年、調整会議を2月にしてるんですけども、そのときに、全クラブの利用団体に集ってもらって、過去から長い歴史の中でそういう経過をたどってやってきている中で、現行の、今回、改正

案をさせてもらった内容で十分対応できるものというふうな判断でございます。ただ、植田議員がおっしゃるようなことにつきましては、今後、暫定利用ということですが、どのぐらいの期間になるかというようなのも明確ではございませんので、利用団体等々のその意見なんかは今後も聞いていきたいというふうなことで、そんな中で対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第5号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第9 議案第6号 平群町立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

議案第6号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第6号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第10 議案第7号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務防災課参事。

○総務防災課参事

議案第7号 提案理由説明

○議 長

本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより議案第7号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。

10時25分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時10分)

再 開 (午前10時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

日程第11 議案第8号 平成25年度平群町一般会計補正予算(第4号)
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長

議案第8号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

人件費の調整の金額が相当大きいみたいなんですが、プラスマイナス幾らになりますか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

人件費につきましてはですね、今回、12月補正後に休職、育児休業とか病休手当等々によります休職によります給料、それから、手当の異動等によりま

す補正で、その分に係ります補正額につきましては、給料で1,275万3,000円程度の減額、職員手当等で577万1,000円程度、共済費で70万3,000円程度の減額ということで、総合計で約1,920万円程度の減額なんですけれども、今回、新たに年度途中の早期退職者に係ります特別負担金に係る退職手当の負担金増額がございますので、その分が1,304万円ございます。先ほどの人件費に伴います減額は約1,920万程度なんですけれども、かわりに早期退職に係ります特別負担金の1,304万円の増額となっております。

○議長

山口君。

○6番

当初予算では、今年度と、25年度と26年度で職員給料のカットをしていますよね。それは、もともと当初予算には反映してなかったからこれだけの差額が出るということなのか、いや、そうじゃなくって、初めっからそれは予定していたけども、いや、単純に途中で2人やめたって言うけど、いま給料で1,275万やね、総額で1,920万ということですから、こんな大きい、いつも補正ごとに調整はされているようですけど、大きい金額ってというのはちょっといままであんまりなかったように思うんですがね。もともと当初予算で給与カットを見てなかったからこうなったんですか。その点はどうなんでしょう。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

給与カット分につきましては、12月補正で対応したんですけれども、育児休業とか病気休職者等につきましては予定ですので、12月現在での育児休業者、ですから、その段階でまた復帰するということも可能です。変更ということで。早期に出勤することが可能ですので、その場合、また給料が必要となってくるということで、12月補正の段階では全額を減額し切っていなかったと。もし、万が一復帰されますと給料が払えなくなりますので、それとか、休職者につきましては8割、2割給料カットしております。そういったカットに伴います給料につきましては、この12月からこちらの3月までは、いま現在も実績としてもう既に育児休業で休まれた、あるいは、病気休暇の休職になったという方でございますので、そういった者につきましてはの人員費の調整をしたということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長

山口君。

○ 6 番

わかりますけど、ただ、例えばね、保育所のとこなんかで見ると、相当金額大きいでしょう、これ。ということは、当然、例えば、休職するということになればですね、人が足りなくなるわけだから、当然、臨時職員の方をまた来てもらうということになった場合、賃金が発生すると思うんですが、この保育所のとこで見ると、賃金は発生していないですよ。だから、それでやりくり、じゃあ、少ない人数でやりくりしてんのかと。ただ、保育所の場合は、当然、子どもの人数に応じて保育士さんの人数っていうのは決まってくるから、欠員のままいくってというわけにはいかないわけでしょう。この辺がちょっと、この補正予算だけを見てるとわかんなかったもんですから、その点はどうなんですか。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

ただいまの御質問にお答えいたします。

保育所等につきましてはですね、先ほど申し上げました育児休業で休暇されている方とか、病気等で休職されている方がございますので、いわゆる臨時職員賃金というのは、当初予算では一定の幅での臨時職員賃金は確保しております。ですから、そういった人に対します人的な臨時職員の補充というのはできておると聞いております。ですから、今回の額もそういった臨職賃金、例えば時間パートであるとかいろいろございますので、当初の現形予算の範囲内で賃金はいけたということで、今回は増額補正にはなっていないということでございます。

○ 議 長

山口君。

○ 6 番

わかりましたけど、何かこんなに補正、これ、5回目でしたっけ。4回目か。4回目でこれだけの金額が人件費で動くっていうのも、ちょっとどうかなというふうに思うんですが、それは結構です。

それと、もう1点は、西和広域消防がこの3月31日をもって解散し、4月1日から奈良県広域消防ということになるんですが、新年度予算にもそういう予算計上になってます。そこで、6,025万6,000円、これは基金に積み立てしてたやつを崩して、7町で案分ということになるんだろうと思うんですが、この積算根拠っていうのはちょっと説明いただけますか。

○議長

総務防災課参事。

○総務防災課参事

山口議員の御質問にお答えします。

平成26年3月31日現在ですね、西和消防が持っている基金が5億400万程度ございます。5億405万3,950円ございます。これですね、26年3月31日に、西和消防庁舎の改修工事で起債を借りておりました分の繰り上げ償還が6,823万9,500円、これを繰り上げ償還しまして、残りの金額4億3,581万4,405円、この金額を西和7町の構成町ですね、いままで払ってきました分担金率によりまして案分します。平群町の案分率につきましては13.826329%、この金額を掛けまして、平群町につきましては6,025万7,134円の還付になるということでございます。

○議長

山口君。

○6番

はい、わかりました。

それからですね、公債費についてちょっと聞きますが、今回の補正の結果ですね、公債費発行額、今年度30億3,218万8,000円。通常予算の半分近い額になるんですが、当然、借りがえとかあるわけなんですけどね。ちょっと自分で調べればよかったんですが、要するに、借りがえを別にして、新規発行額っていうのは幾らですか。この補正後の総額で。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

申しわけございません。平成25年度における新規発行額ということでよろしいでしょうか。すいません。いま累計の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、後ほど、数字につきましては御報告させていただきます。

○議長

山口君。

○6番

ちょっとそれは調べてもらって、あと、今年度の、これ、補正予算と言ってもほとんど、事業については26年度新規繰り越しして行うということで、国の政策として、昨年度と同様に15カ月予算を組むという、安倍内閣のもとのそういう予算組みだったというふうに聞いているんですけども、平群町の場合も、当然、事業としては新年度にやるけれども、今回、補正で組んでいる

と。そのときにね、国のほうは補正予算と一体でいろいろやってるわけで、その中でもですね、地方にさまざまな事業ができるようにということで、交付金措置とかさまざまな、これまでとまた違ったような形での、最初の議案であった防犯灯のことも90%起債とか、あと、事業によっては100%全て起債を認めるとか、そのうちの何割かを後年度交付税算入するとか、そういうものがいろいろあるわけですが、そういうさまざまな国の制度としてですね、補正で予算を組めば、事業は新年度でやるにしても、平群町としては普通に一般会計、これまでの事業としてやるよりもいろいろ財政的に優遇されるということで組んでおられるものがあると思うんですよね。平群町の場合、それはどんなものがあるか、その説明をいただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

いまの山口議員の御質問でございますが、平群町におきまして、今回の国の補正対応ということで、どの程度の事業が平群町で対応ができるのかということでございますが、事業のメニューといたしましては、防災、安全対策事業に対するもの、また、学校施設の老朽化に対する事業という部分で、大きく2点が対象になるのかなということでございます。それぞれの事業の科目ということで、今回の補正でも計上させていただいておりますが、道路新設改良事業費並びに小中学校の大規模改修費ということで、今回の補正に見合うような事業の中身ということでの事業を精査させていただいた上で、補正予算として計上させていただいております。

以上でございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

あわせてでございます。先ほど山口議員のほうから御質問を賜りました平成25年度のいわゆる新発債でございます。合計額でございますが、21億8,888万8,000円でございます。これが純粋な今年度の新発債ということでの措置でございます。

○議長

山口君。

○6番

ふるさと納税で500万の寄附があったと。12月議会で私も一般質問させていただきましたから、細かい経過のことはいいですけども、500万、こ

れ、1人の方なのかどうか。それとですね、その後に5万円の、企画費のところにありますよね。あのときの一般質問では、全国的にいろんな形で、この間、テレビの何や損する人得する人みたいな番組でも、しょっちゅうそのふるさと納税のことがテレビで取り上げられてですね、前の年まで数十万だったふるさと納税が、そういうちょっとした企画をやったことで、1億円以上を超える寄附が入ってきたというような紹介もたしかあったようなんですけどもね。どういう形でやるかは別にして、その問題について、今回、500万円も寄附をしてくださった、1人かどうか知りませんが、あったわけですから、その辺、町としてはどのように考えているのか。で、その下の5万円っていうのは、これは一体何に使うのか、その点もあわせて説明いただけますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございますが、今回、歳入の部分で補正をさせていただきました500万でございます。これ、何名の方からの御寄附ということでございますが、これ、1名の方からの御寄附でございます。

ふるさと納税制度につきましては、いま山口議員お述べのように、12月議会で御質問いただきまして、その後、庁内でいろいろと検討させていただきました。今回、委託料という形で5万円の補正をさせていただいております。一定、貴重な御提案ということで、庁内でも受けとめさせていただきまして、今回、やはり平群町の知名度アップという部分と、寄附をいただいた方への謝辞をあらわすという部分で、一定、何がしかの、俗に言う、その気持ちをあらわすものとして記念品をお贈りをさせていただきたいというふうなことで、企画費の中で5万円の予算計上をさせていただいたところでございます。それぞれ、平群町の特産品等につきましては、この費用をもってお贈りをさせていただきたいというふうに考えておるところでございます。

あわせて、補正後ということになりますが、一定、御寄附をいただいた方に対してのどういったものを贈るのか、また、幾らぐらいものを贈るのかということも含めまして、要綱等の整備もしておりますので、あわせて、それに基づきまして対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○8番

いまのふるさと納税の関連ですが、このふるさと納税制度が国のほうで開始されて6年を迎えまして、寄附額の2,000円を超える分が住民税、翌年度

から控除されると、こういう制度ですが、2013年度が大変全国で納税額、記録する額、相当大きく着実な広がりを見せているということで、この前も説明あったと思いますが、平群町のこのふるさと納税の創設につきましては私も一般質問させていただき、創設していただきましたが、いままでの実績ですね。今後、もしか目標等、今回お1人の方が500万という、大変ありがたいことですが、とありました。まずその点、いままでの実績等々の説明をお願いしたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

すいません。いま、窪議員のほうから御質問いただきましたこのふるさと納税制度につきましては、平成20年度からうちのほうも寄附をいただいたというふうな事になってございます。ちょっとざっくりした累計的な数字で恐縮でございますが、いままでふるさと納税をいただいた件数と金額ということで、25年度のいままでの件数なり額ということでございますが、件数で10件でございます。金額といたしまして、550万2,000円の寄附をいただいております。

以上です。

○議長

窪君。

○8番

20年から25年で10件ということですが、相当な全国では広がりを見せて、この4年間で2倍を超えるということなんですが、今回の企画費で5万円ですね、これは、もう少し詳しく、業務委託料等々ありますが、どこに委託をされて、どのような内容でそういう特典的なものを考えられているのか、いまわかる範囲でお答え願いたいと思います。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございますが、今回、5万円という形で予算計上させていただいております。科目につきましても、委託料ということで計上させていただいております。ふるさと納税をいただいた方への謝辞ということで、平群町の特産品をその方々にお贈りをさせていただくというふうなことをまず考えております。個々のやり方といたしましては、業務委託料ということでございますので、今般、前12月の議会におきまして、道の駅の指定管理をいただい

た地域振興センターともちょっと打ち合わせをさせていただく中で、寄附をいただいた方への記念品等の発送については、地域振興センターと業務契約をする中で、そちらのほうから寄附をいただいた方へ発送するといった事務を想定をしておるところでございます。

どういったものを贈るんだということですが、それぞれ平群町の特産品というのは種々ございますので、ホームページ上にこういったものがお贈りすることができますよということで、一定、特産品なり、また、お贈りできるようなものの一覧表と言いますか、そういった、俗に言う、寄附をいただいた方がお選びをいただけるようなツールと言いますか、をつくりまして、そこから選択をしていただくと、御寄附をいただいた方がこれっていうふうにおっしゃられたら、それをお贈りできるような体制をとってまいりたいというふうに考えております。

○議長

窪君。

○8番

寄附額にもよると思うんですけれども、5万円という割とすごい少ない金額で、これから増えてきた場合はまた組まれると思うんですが、もう1点ですね、やはり国のほうで、いろんな各自治体ではこの取り組みをすごく進められております。そして、その1点で、一番大事なことだと思うんですが、やはりこの寄附をする納付の手續の簡素化が、いま、大変求められていると思うんですね。クレジット決済ですね。今回、当初、新年度予算にも、コンビニ納税、ペイジーの予算を計上していただいておりますが、今回のふるさと納税のクレジットでの決済、いまネットショッピングっていうのがすごく本当にはやって、すごく活用を皆さんされておりますのでね、平群町のホームページを見ましたら、納付書がつけられてて、それで書いてこう出すと、こういう感じですけども、いつでもどこでも寄附がしやすい環境整備が大変大事ではないかと思えます。これ、総務省のほうも、こういう納付の手續の簡素化を自治体に促してるということは聞いているんですけれども、その点、平群町としてどのようにお考えでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの御質問でございます。おっしゃるように、御寄附をいただく方がより簡便に寄附をしていただくことができる環境をつくるというのは、やはり大事なことやというふうには十分認識をしております。現在、平群町の場合で

ございますが、寄附の申し出というのをまず寄附をいただく方からしていただいて、一つ意思表示ということをしていただいておりますが、ホームページのほうからダウンロードができたりで、紙ベースで御提出をいただくのも可能ですし、また、インターネットでメール等におきまして、寄附の申し出をしていただくことも可能になってございますので、わざわざ町のほうにお運びいただくなくても申し込みはできるというふうな段取りになってございます。事務といたしましては、それをいただいた後に、町のほうからお礼の文書と、並びに納付書をつけさせていただいてお送りをして、その方にお振り込みいただくというふうな流れになってございます。いま、全国的にふるさと納税されておられる自治体なんかでも、いまおっしゃられたようにカード決済であったりとか、ネットバンクからの寄附というのもやられているところは多々ございます。うちもその辺につきましては、正直申し上げまして、検討はしてなかったというのが正直なところでございますので、今後、そういうふうなカード決済並びにネットバンクからの御寄附につきましても、一定、これ、費用対効果もかかわってくる部分かなというふうには思いますので、一定、システムの改修等々も必要になってくる部分というふうには理解をしておりますので、対応はちょっと検討と言いますか、どういうものなのかということも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

○議 長

窪君。

○ 8 番

ありがとうございます。大変、やっぱりインターネットの時代ですのでね、寄附をしやすい環境整備、寄附をしてください、してくださいじゃなくて、環境整備を行政がすることが大前提ではないかと思っておりますので、今後、しっかりとこういう特典をしてくださる、そういう制度を導入してくださるいうことは大変評価をしておりますので、さらにそういう環境整備、手続簡素化の整備の検討をしていただくことを要望しておきたいと思っております。

○議 長

植田君。

○ 5 番

2点お聞きします。

町外保育の委託料、これ、対象者、何名増えている状況なのか。それと、町外保育ということですので、町内でのもう保育の枠はなくて町外という形になっているのかとか、そこら辺の状況をお聞きをしたい。

それと、15ページの維持補修工事5,700万、これのもう少し詳しい内

訳を報告、答弁をいただきたいと思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

町外保育ですが、いま現在、町外に行っておられる方、27名ございます。今回補正をさせていただきましたのは、当初想定しておりませんでした途中で増えました町外保育でございます。1歳児、これ、2月から1名、ことしですね、それと、2歳児について9月から1名、3歳、5歳児各1月から1名ということで、この分が増えたということで補正をさせていただいた次第です。

次に、町内の保育の状況ですが、25年度も定員いっぱい、あるいは、その定員の中でも各年齢ごとで要望の多いところ、あるいは少ないところ、逆に受け皿が多いところ、少ないところとございます。それをできるだけ配慮をしながら、ゼロ、1歳児で要望が高うございまして、その分についても、施設の中でいままでよりも何人か余計に受け入れできる状況ということで、南保育園でも備品等購入しながら拡大をしてきた経緯がございます。現時点における次年度、26年度の保育園入園については、南保育園110人の定員に対して105人、はなさと保育園130人に対して125人の受け入れということで、入園の要望を聞いている次第でございます。

以上でございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

維持補修工事の内訳でございます。1つは、緑ヶ丘循環路線歩道改修工事ということで、これは継続的に行っているところでありまして、場所は緑ヶ丘4丁目の地内でございます。続きまして、四辻路線歩道設置工事、これにつきましても継続事業、要するに、西小学校から越木塚、若井集落への道路でございます。それと白石畑路線、それと大井手路線の歩道設置工事、これにつきましては、幼保一体施設の整備に伴いまして、全面に歩道設置を行うということでございます。最後でございますけども、櫛原トンネルの補修工事ということで、櫛原トンネルの点検もセットで、委託業務で補正予算を上程をさせていただいておりますけども、これについても行っていくという、この4カ所の補修工事ということでございます。

○議長

森田君。

○4番

いまの補修工事の案件はわかったんですが、おのこの金額、わかれば。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

金額につきましては、あくまでも、これ、これから実施設計を行っていくということで、いまの現予算の段階でということで御理解いただきたいんですけども、緑ヶ丘循環路線歩道改修工事、これが2,400万円、四辻路線の歩道設置550万円、白石畑路線、あと大井手路線の歩道設置工事1,100万、最後、櫛原トンネルの補修1,650万、合計で5,700万ということでございます。

○議長

森田君。

○4番

先ほどの植田議員の質問の町外保育料のことなんですけども、これは、町内で入れないから、町内の保育所に入れなくて町外に移ったということ、町外に保育を出されたということでしょうか。わかれば。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

お答えにくい部分も含めてございます。これは私どもがということじゃなしに、いろんな事情がございますので、特にいままでは、通勤される職場近くでお預けになる、当然、仕事が終わって、遅い時間も含めてございますので、速やかに子どもを受け取って帰られるという形態が含めてございますので、当然、職場近く、あるいは通勤経路途中の保育園にお預けになる、そういう要望を持って利用されている方もございます。それと、町内公立保育園については定員がございまして、ここ最近では、定員の中でも最大限受け入れるように努力をしておりますけども、やむを得ず町内の保育園ではその対象年齢児が定員の中でおさまらないというの若干ございます。その中の選択肢として、いろいろな形で選択をされておられるというのが実態であろうというふうに思っております。

○議長

森田君。

○4番

それでは、衛生費の予防費のところの検査検診委託料が800万下がっておりますね。これは当然、検査の、予防接種のことですかね。そういうことで、

その項目、接種の何人減ってるのか、当初よりですね、それお答えください。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

いま、森田議員御質問の検査検診委託料ということで、これにつきましてはですね、それぞれ今回補正させてもらったものをお伝えしますと、まず、4種混合ワクチンで117名分減させていただいております。それから、不活化ポリオで194名分、それから、日本脳炎の第1期で137名分、日本脳炎の第2期で269名分、それから、子宮頸がんで179名分。以上、実績に伴いまして、今後の見込みも含めまして減額させていただきました。

○議長

森田君。

○4番

いまのは減った人数なんですか。それとも実施した人数なんですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

一応見込みから、当初予算の見込みから減らした人数でございます。

○議長

森田君。

○4番

大幅に減っているように思うんですね。何か理由があると思うんですね。子宮頸がんはいろいろ新聞等でお聞きしてるんですけども、どういう理由でこういう予算より減っているという、予防ですので大事なことだと思うんですけども。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

森田議員おっしゃるとおり、非常に重要なことでございます。ただですね、それぞれの理由につきましては、先ほどお述べになった子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、昨年6月から積極的勧奨を控えるということで、これでかなりの多くの方がされなくなったということ、この減がかなり金額的には大きいございます。それから、4種混合ワクチンにつきましても、それから不活化ポリオにつきましては、実施が24年度から始まっております、非常にこちらの読んでいた接種者数と、実質的にちょっと違いが生じてきたということ

で、なかなかちょっと読みづらかったということで、こういうふうな形になっているかなというふうに思っています。それから、日本脳炎につきましても、非常にこの接種につきましても、対象者が非常に幅広いということもございまして、非常に数が読みづらかったということがあったかなというふうに思っています。このような実績に伴いましてですね、今後、またこのことも踏まえてですね、予算計上のときは注意してまいりたいというふうに思っております。

○議 長

森田君。

○4 番

では、来年度予算には反映していただいているというふうに思っておりますので、それはまた別の機会で議論したいと思いますが、その下のし尿処理費のところですね、250万弱減額でなっております。差額、入札差金というふうに聞いたんですが、もう少し具体的にお答えください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

先ほど説明させていただいたとおり入札差金ということですが、内容につきましてですが、執行額は2,103万2,550円が執行という形になります。その差でございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○4 番

これ、し尿処理費というのはくみ取りの分でしょうね。これ、エリアが決まってるというふうに思うんですけども、全体で入札されたんでしょうか。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

エリア、北部区域と南部区域と二つに分けてやっております。その合計が、先ほど言いましたように2,103万2,550円ということでございますが、もう少し詳しく、北部のほうでは、一応執行額は1,303万1,550円、南部区域では800万1,000円ということになります。合計が2,103万2,550円ということでございます。

以上です。

○議 長

森田君。

○ 4 番

そうすると、南部と北部の単価は、一般的に基準となる単価はわからないんですけども、一緒の、ほぼニアリーイコールの金額になってる、単価になってるんでしょうか。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

積算としては、当然 1 件当たり、どれだけの件数があるかということでございますので、一緒の単価で積算をしておるところでございます。

以上です。

○ 議 長

森田君。

○ 4 番

一緒の単価でなっているということですね。それは間違いないですね。

それと、以前も入札をされてたんですか。以前は入札というようなことはあんまりお聞きしてなかったと思うんですけども。

○ 議 長

住民生活課長。

○ 住民生活課長

入札の執行に当たりましては、私のいまの記憶で 3 年か 4 年前だったと思います。ちょっと詳しくは、確認は後ほどさせていただきます。

以上です。

○ 議 長

窪君。

○ 8 番

15 ページの母子保健事業費で、謝礼ですね、13 万 6,000 円。先ほど提案理由で、幼児健診による発達検査を要する対象者の増加等に伴い、心理判定講師謝礼の増額ということの御説明がありましたが、もう少し詳しい内容の御説明をお願いしたいと思います。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

窪議員さんの質問にお答えいたします。

これにつきましては、発達過程の検査ということで、通常、24 年度まで、

平均延べ人数にしますと大体60人ぐらいだったんですけども、見込みといたしまして、今回補正させていただきまして、86人ということで、ちょっと延べ人数を増やしております。それからですね、それぞれの指導時間というんですか、がやっぱりちょっとこう複雑化してるというのも含めまして、講師の拘束時間がちょっと延びておりますので、その辺のところもですね、いままででしたら、大体平均でいきますと、時間的に60時間から70時間だったんですけども、今回、ちょっと100時間少し見込ませてもらうということで、その分を今回増額したということでございます。

○議 長

植田君。

○5 番

先ほど森田議員のほうからありました予防費のところのね、ポリオの不活化のワクチンの、あれも見込みより減ってるというふうな御答弁があったかというふうに思うんですけども、ポリオと言えば小児麻痺の予防ということで、もともと最初は不活化から生ポリオが緊急輸入されるような、相当昔ですけども、そこから生ポリオにずうっと来て、今回、また不活化のほうに変わってきてるんですけども、それがその対象、接種、思ったほど伸びてないっていう形で減額をされたと言うんですけども、じゃあ、未接種と言おうか、そういう状況になってるのか。そこら辺のところはどのように、大変重要な、私は接種、小児麻痺の予防のワクチンだと思うんですけど、そこら辺、どういう状況になってるのか、もう少し詳しく説明いただけますか。

○議 長

健康保険課長。

○健康保険課長

もう少し詳しく説明させていただきますと、当初ですね、25年度予算のときにですね、こちら側といたしましては、24年の9月にスタートしたということで、25年の接種者がかなり多くなるんじゃないかということで見込んでおったんですけども、24年度に接種される方が予想以上に多くございまして、その辺のところの違いも出て、このような形で減額させてもらったということで、決して大きく接種者が少なくなっているということじゃなしに、そういうような形でちょっと変わってしまったということで、こちらの予測、当初と違うかったということでありましたので、ちょっと御理解のほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議 長

植田君。

○ 5 番

接種漏れはそんなにないということだと思うんです、いまの答弁やとね。対象者は大体どれぐらい、何%ぐらいきちっとこのポリオの状況は、接種されている状況というのは、もしつかんでおられたら御答弁願えますか。

○ 議 長

健康保険課長。

○ 健康保険課長

ちょっとその辺の接種率というのは非常にこれ出しにくいところで、いまのところ私どももちょっとつかんでいない状況でして、実績だけ申しておきますと、24年度の実績数が304人ということで、それから、25年度の見込みといたしまして146名ということでございます。

○ 議 長

繁田君。

○ 1 1 番

17ページの中学校費でちょっとお尋ねをしておきたいと思います。工事請負費、改良工事で820万円計上されていますけれども、この中身、詳細をお願いしたいと思います。

○ 議 長

教育委員会総務課長。

○ 教育委員会総務課長

この中学校費の工事請負費820万の内訳ですけれども、一つは空調設備の改修工事です。これにつきましては、会議室、それから図書室、第一美術室、音楽教室、この四つの特別教室を中心とした空調設備の改修をするというふうな予定です。それから、体育館の便所の改修工事につきましては、中学校の体育館が非常に老朽化しておりまして、天井、床、壁面、壁の内装改修、それからトイレ設備の改修、それから、既存トイレスペース内に身障者対応トイレを新設、それから、それに伴いましてその給排水の設備改修、電気換気設備の改修、これらを総合的にやるっていうふうな内容のものでございます。

○ 議 長

繁田君。

○ 1 1 番

主には、そうすると、中学校の体育館におけるトイレの改修と、それからその空調設備の、これ、新設になるんですかね、ということだと思うんですが、予算的には幾らをそれぞれに措置をされているのか。空調についてはね、いま、4室挙げられたんですけれども、音楽室と第一美術室と図書室と会議室ですか、

それぞれどれぐらいの費用を見込まれているのか教えてください。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

中学校の改修工事の内訳ですけれども、体育館の便所の改修工事で446万8,000円、それから、空調関係で373万1,000円っていうふうな見込みをしております。空調関係の内訳ですけれども、これはちょっとまだ、当初、26年度予算っていうふうなことであったんですけれども、急遽出してますので、具体的なきちっとした積算はできてないんですけれども、美術室、会議室、図書室、音楽室、それぞれ大体1台当たり40万程度のもので予算見積もりをしております。

○議長

繁田君。

○11番

それから、その前のページ、16ページの小学校費の工事請負費なんですけれども、先般、ちょっとこれは文教厚生委員会の協議会のときに、東小学校大規模改修の進捗状況ということで、報告というか説明があったように聞いています。私はちょっとその協議会のほうは傍聴できなかったんですけれども、資料をいただいたこれを拝見するとですね、建築工事及び設備工事の増額項目という1項目がありまして、全てのこの工事費用を合わせると3,500万ぐらいの何か変更が可能になってくるというか、変更が可能というのはおかしいんですが、変更のために3,500万ぐらいの費用を要するという見込みが示されているようなんですけれども、1期工事、2期工事、総額で約5億円の工事になっています。それから比べると7%、3,500万のその増額っていうのは非常に大きな額になるのではないかと思うんですが、どうしてこういう額が増額項目として上げられてきたのか御説明をお願いします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

東小学校の大規模改修工事につきましては、契約額が4億6,400万で議会承認もらっています。その後、ずっと工事の進捗の中で、改修工事でございますので、いろいろ改修する中で新たな発見があったりとか、またやっていく中で学校側からの追加要望が出てきたりとか、保護者のほうから安全面にかかわっての要望が出てきたりとかいうふうなことで、そういったことを見極めながら進めているんですけれども、そういった内容のものを、それから、大きなも

のとしましては、LEDに変更しましたので、それで約1,000万程度の増加、いわゆる差額が1,000万程度の増加が出たりしています。内容としましては、先の文教厚生委員会の中でも主な項目として挙げましたけども、理由としましてはそういった理由で増えていると。いま現在、2期工事がこれからスタートするんですけども、その中でもある程度見込めるものも含めた中で、現在、予想される追加工事費が3,500万程度っていうふうな内容のものでございます。

○議長

繁田君。

○11番

改修工事やから、後からいろいろ要望も出てくるであろうということはわからなくはないんですけども、ただ、この項目を見るとね、これは当初からその設計の中に入っていて当然ではないかなと思われる節もあるんですよ。例えば、その一つには、スロープの工事、幼保一体のときもスロープのことが論議されましたけれども、あのときは垂直移動に要するスロープが必要か必要じゃないかという議論だったんですが、小学校の改修の場合でしたら、いわゆる公道の平面から建物の中に入るためのスロープが、これ、何か欠落していたような説明をお聞きしたんですけど、そういうのは当初から、設計段階で本来入ってるべきものだと思うんですね。それとか、防火シャッターも、これは設計者が知らなかったということなんでしょうか。LED化に伴っての増額ということも、わざわざ改修工事をするのであれば、それを機会にLED化するというのは当然発想の中に入っておかなければいけないことなんで、後からこういう形で追加、追加というのは、非常に当初の設計がきちっと練られたものなんかどうかという疑問を感じるんですね。設計者は、どういう視点で設計者を選ばれたんかという問題にまで発展しかねないと思うんですね。しかも、その設計されたものを町の中でチェックする体制がとられていなかったんじゃないかということも、新たな問題として出てくると思うんですね。そういうことについて、教育委員会としてはどういう御見解をお持ちなんでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

当然、当初の設計段階で随分議論がされて、設計額が、設計書ができたというふうに思っています。ただ、財政状況が非常に悪い状況の中で、大規模改修工事の組み立てていくコンセプトとしては、できるだけ使えるものは使っていくというふうな中で大規模改造の工事設計を進められたというふうな経過もあ

りまして、そういった中で設計が組み立てられたと。ただ、しかし、実際にそれを設計を施工する段階で、協議を進めていく中で、新たな保護者からの要望とか、それから学校との話の中で、やはりどうしても現状を見ていく中で、こうしてもらったほうがいいんじゃないかというふうな、そういった話も多々出てきてます。それから、LED化につきましても、先ほどの話と同様で、現行のものをそのまま使えるような状況でやっていくっていうのは基本コンセプトでありましたので、当初は入れてなかったんですけども、やはり今後の将来的展望を見たときに、この際、LED化にしておくのが適切であろうというふうな判断で変更をさせていただいたというふうなことです。防火シャッター等につきましても、西和消防署のほうからの消防指導を何度かいただいております、その中で新たに出てきた強化対策っていうふうなことで、それも取り入れて安全対策を充実強化していこうというふうなことで追加させていただいております。

○議 長

繁田君。

○11番

当然、必要なものは必要な予算を措置していただかないといけないんですけども、ここの議場棟が増設される時の話やから、余り御存じの方はいらっしやらないかもわかりませんが、最初に設計図面を引いてきたときに、まず身体障がい者用のトイレっていうのが入ってなかった、あるいは、役場の庁舎内を改修するのに、車椅子での方の対応ができないというか、相談窓口のテーブルのところに車椅子でつけられるような、そういうテーブルになってなかったんですよね。それ、議会にそういう設計図面を出してきてもらって、初めて議会のほうで、これが足りない、あれが足りないっていうことで、だから、実際にその工事をする前に、変更できるところは全部変更してもらった経過があるんですよ。だから、私、非常に言い方は悪いんですが、設計業者任せっていうか、にしてはいけないと思うんですよね。こういう時代だから、ハートビル法も大分広まってきていますし、バリアフリーっていう視点も、このごろはきちんと持った上での設計になっているはずなんですけど、それが往々にしてできていないっていう事例がたくさんあると思います。だから、業者任せではなくて、出てきたものをきちっと役場の中の誰かがチェックをするという体制を持っていないといけないと思うし、実際に工事を始めるまでにもっと協議を煮詰めていかないと、途中で変更、変更になってしまうこともあるわけですから、そういう体制っていうのは、町長、やっぱりつくっていかないといけないと思うんですが、どういうふうにお考えになっていますか。これは町長の御見解を承

りたいと思います。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

いわゆる行政側のチェック機能のことですけども、ただ、当然議員おっしゃるとおりで、設計者に丸投げっていうことではもちろんいけないと思いますし、いわゆる施工者の意向、それから考え方っていうのを十分に反映してもらわなあきませんし、出てきた設計額についても一定のチェックが必要というふうなことで、町のほうでもそういう機能の強化ということも含めて、専門技術職等々の採用もしてきておるところです。そういうことも含めながら、今後、さらに充実したチェック機能が果たせるように、行政体として考えていかなければならないかなっていうふうには考えています。

○議 長

繁田君。

○11番

専門職の方の採用ということになると、それは教育委員会の総務課長だけの判断ではできないと思うですよ。だから、町長の見解をお聞きしたいというふうに先ほど申し上げたんです。今後も公共施設の整備建設っていうことは、町長もタウンミーティング等々で住民の方々におっしゃっています。そのときに、やっぱりきちっとしたものをつくっていただくための、これは一番基礎になる部分やと思うんです。ですから、ぜひともこれは長である町長のお考えをお示しをいただきたい。

○議 長

町長。

○町 長

別に、体制と言いましてもですね、専門職を採用することだけが体制ではないというふうに思います。担当者がおり、係長がおり、課長補佐がおり、課長がおりという体制でありますんで、それぞれその設計の過程におきましてもですね、自分がこの施設を利用したとき、どういうふうなことになるんかと、自分自身がその図面の中で想像するんですよ。想像するということは素人でもできるわけです。だから、今回の件につきましてはいろいろな事情ございます。保護者からの要望とか、いろいろなこともございます。そういう意味では、設計段階の検討が十分でなかったということであれば、それはそのとおりであるというふうに思います。したがって、そこにかかわる人間がですね、自分自身がこの図面の中で、トイレへ入るときはどういうふうに入っていくんかと、

シュミレーションするんですよ。そういう意識が職員の中で若干欠けていたんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、私の指導が十分でなかったということになるろうかと思います。今後はですね、十分、職員みんながその仕事に集中しながらですね、設計者任せじゃなしに、設計者と議論しながら、現場の声も聞きながら、もっともっと詰めた設計をしていかなければならないんじゃないかというふうに思っております。これは別に、体制の問題というか、意識の問題であるというふうに私は思います。

○議 長

山田君。

○ 9 番

追加工事のことでも若干お聞きしたいんですけど、この大規模改修については、設計業務と設計管理業務が別々の方だったと思うんですけど、その中でね、先ほど繁田議員の3,500万の追加があるということなんですけど、追加項目ばっかりなんですけど、VEと言いますか、減額できるような検討というのは、また、現実的にですね、実際工事をやった中で減額するという事は一切なかったんでしょうか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

当然、改修工事ですんで、やっていく中で、効果が一緒に、よりいわゆる低額でやれるようなものがあればということは、積極的に打ち合わせの中でも話してましたんで、そんな中で減額の部分も結構出ております。

○議 長

山田君。

○ 9 番

出ているということで、今回は反映されてないけど、最終的に精算をするということですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すいません。増額があり、減額があり、その差し引きで3,500万っていうふうな補正予算になっております。

○議 長

山田君。

○ 9 番

この中には減額項目は挙がってないけども、減額はちゃんと検討されてるということですよ。私、ちょっと思うことは、先ほど、設計業務と管理業務の方が違う。管理される方にとっては、設計者の意図がなかなかわからない部分もあったりですね、細部にわたってですね、意図がわからないために、必要なのかどうかの検討がなかなか難しいと思う。管理も別々にすることです、入札をされた。かなりの入札差金が出た。たしか半分近い値段での入札、落札だったと思う。それはそれで、大きな金額が減額されてですね、財政的に効果もあったというふうに見られるかもわかりませんが、一方、その細部にわたったところでなかなか見つけられない、先ほど繁田議員おっしゃったように、なかなか技術者を雇用するというのも難しい、そのために専門家の委託するわけですよ、設計者とかをね。その中でですね、なかなか職員の中では、本来、それにつきっきりでなければそんなことはなかなか気づかないというか、見つけて、細部をしっかりと見ていくっていうことはなかなか難しいと思うんです。そういう意味でね、私は何を言いたいかと言うと、今後もね、見えた管理者を別々にして入札差金が出るということだけではなしにですね、設計と管理業務を同時に発注する等ですね、それは年度にまたがっていろんな難しい部分もあるかもわかりませんが、そういうことも含めてですね、トータル的に減額になっていくような管理業務としてですね、工事として減額になっていくような方法をしっかりと、入札の制度も含めて検討していただきたいということをお願いをしておきます。答弁は結構です。

○議長

副町長。

○副町長

町が発注する建築物全般の話にかかわることですので、私のほうから一定答弁をさせていただきますが、確かに山田議員お述べのとおりですね、種々財政的効果も期待しながら分離発注というところで、いま、平群町としては手がけております。ただ、いまお述べのとおりですね、やはり設計者の意図が施工管理のほうに十分伝わるかということも、私どももやっぱり重要視しなければいけないというふうにも十分認識してございます。ということでございますので、多少お時間をいただくかもしれませんが、近隣の状況であるとか、県等のほうも勉強させていただきまして、一定の線引きの上です、そういう手法がとれないかどうかというのも研究課題というふうにさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第8号について採決を行います。
本案は、原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第12 議案第9号 平成25年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

○健康保険課長

議案第9号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

いま、人間ドックについて説明があったんですが、25年度から単価1万円でしたかね、上がって、それで増えたということなんですが、60人分追加ということなんですけどもね、24年度の実績もあわせて、25年度、いまの時点で何人受けられているのか。

それと、先日、2月にあった国保の運協の保健事業費がですね、一応決算見込みとして1,460万円上がってるんですが、これが、この補正後の予算ですからちょっと余分にはしてるんでしょうけども、1,600万になるというようなことになってはいますが、その点についても、この差額はということな

のか。もちろん一緒でないのはいいんですけれども、その辺の説明についてもしていただけますか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

まず、人間ドックの検査検診委託料ということで、これにつきましてはですね、24年度の実績につきましては、検査検診委託料で138名の実績がございました。それから、25年度決算で、一応2月末まではある程度出てきてるんですけども、それ以降の見込みも含めまして、一応見込みといたしまして、159人ということで見込まさせていただいております。

それから、人間ドックのほうでございます。人間ドックの実績につきましては、24年度実績で152人の実績がございます。一応、25年度の決算見込みといたしまして、2月末現在で171人なんですけども、今後の従来からの見込みも含めまして220人、一応見込ませてもらったということで、合計で、人間ドックと、それから検診委託料のほうを合計しまして89名の増額を見込ませていただいているということでございます。

それからですね、当然、先ほどありましたように、保健事業のほうの部分とこちらの補正の部分と、若干数字の違いというのがやっぱり出てくるのかなということで、これにつきましては、今後の見込みも含めてこのような形で補正させていただいたということで、御理解していただきたいというふうに思います。

○議長

山口君。

○6番

数字のことはわかりましたけど、その人間ドックのほうでね、2月末で171人で、ほんで3月末になると220人。49人も増えるというね。いや、補正つくったときの時点ではわからん、これ、1カ月でそんなに増えることが、これまでもたびたびあったんですか。いや、僕は、だから、決算見込みのほうがある程度正しいのかなというふうに数字的には思うんですが、まあまああった場合に困るからということで、国保はようけ金も余っているし、補正で幾らでも組めるということですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

決してそういうことではございませんので、それだけ訂正をお願いします。

先ほど、2月末と言いましたのは、前年度の2月末のときの人数でございまして、それからいままでの実際の25年度の増えている分も加味しまして、一応想定としてそのような形で見込ませてもらったということでございます。

○議長

山口君。

○6番

聞きたかったのは、だからいま時点で今年度何人かっていう、どこの時点でもいいんですよ。別に1月でもいいですし、いや、それが聞きたかった。去年のやつなんか、結果、最後152人になってるわけやから、それから上がってる率を掛けてこうしたわけ。ちょっと何かようわからんね。24年度、152人でしょう。ほんで、25年度、要するに今年度、いまの時点で、一番直近でわかる範囲で、何人の方が受診されて、それに対して委託料払ってるわけでしょう。その人数が知りたいんです。最後の220人っていうのは今年度の見込みで、この補正予算を要するにしたということで、これ、だから、補正予算の数字のために、さっき、そやけど60人分追加しておっしゃったから、当初予算では、じゃあ、150人ぐらいしか見てなかったということになるの。60減らせば160人か。そういうことに、そういう説明ですか。聞きたいのはいま何人かです、直近の。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

すいません、何度も申し上げまして。

再度ですね、確認、いま、資料のほうしまして、一応2月末現在で上がっています件数がですね、先ほど私、25年と言いましたけども、25年度で171人ということでした。それから、去年とかの伸びとか、去年の実績と、それから伸びを加味して、このような形で見込ませてもらったということで。それからですね、人間ドックの当初予算なんですけども、当初予算につきましては、一応160人分見込ませていただきました。それから、24年の実績につきましては152人ということでございます。

○議長

ほか。山口君。

○6番

171っていうのは、いま平成26年ですから、26年2月末ということでもいいですか。

○議長

健康保険課長。

○健康保険課長

26年2月末ということでございます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第9号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時55分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

町長より発言を求められておりますので、許可します。はい、町長、どうぞ。

○町長

失礼します。

議会冒頭の挨拶の中で、2月3日の西和地区自主防犯の集いにおきまして、平群町の5団体が地域安全の部達成団体として表彰受けられたことを発表しましたが、もう1団体が、子ども女性安全の部の達成団体として表彰されております。その団体は、平群町の見守り・若葉台有志の皆さんです。追加発表とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

日程第13 議案第10号 平成25年度平群町水道事業会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第10号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○6番

県水の受水量を増やすということなのですが、この結果ですね、最終的にトン数で幾らになるのか。それで、あとは、自己水と県水の比率がどうなるのか、その点はどうでしょうか。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

受水量のこの補正部分ですが、当初予算では192万トンの受水を予定しておりまして、今回、4万トン分、1トン90円の計算でプラス消費税ということで196万トンということになります。配水につきましては、総量では、予測として、毎年そんなに変わらないというふうに思いますので、230万トン程度になるかなと。補正後の196万トンを除いた分が自己水ということで、そういった比率になります。例年そう変わらないかなというふうに考えております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第10号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第14 議案第11号 平成25年度平群町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長

議案第11号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

○4 番

繰越明許費で1億5,800万で、今回の補正が6,600万ですから、9,200万が工事残ってることになると思うんですけども、具体的にこの事業が残っておられるのでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

繰越明許1億5,800万ということで、基本的には工事でございます。工事請負費で言いますと、ちょっと内訳を御説明させていただいたほうがいいかと思っておりますので、簡単に説明させていただきます。繰り越しの1億5,800万の工事の内容ですが、既に発注済みでございます契約済みの若葉台と樺台の地域内の既設の管渠の更新整備工事、これに繰り越しで1,800万、それと、吉新の区画整理事業地内、これは新年度以降の契約となりますが、平群幼

稚園の北側の道路、約90メートルほど、これに900万円、それと、若葉台の浄化槽、2基浄化槽があるんですが、上部にある浄化槽、それと、いま既に布設終わりました中学校の下の町道部分の下水管に若葉台の上部の浄化槽を接続する管渠の新設工事、約400メートルほどございまして、これに5,600万、それと、先ほど申し上げました中央信用金庫から平群駅北側の踏切までの約230メートルに関して、推進工事を予定しておりまして、これが7,500万。以上、合わせまして1億5,800万でございます。6,600万の増額補正の中身なんですけど、この中信から平群駅北側の踏切への推進工事が約7,500万かかるんですけど、今年度の予算の枠から不足する部分の6,600万を補正予算をいただきまして、来年度早々から実施していきたいという内訳でございます。

○議 長

森田君。

○4 番

ありがとうございます。そうすると、これで、3月末で、どれぐらいの公共下水道の接続になるんでしょうか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

普及率で言いますと、いま、2月末現在、これは3月末でもそう変わりませんので、2月末現在の数字で申し上げますと、普及率で21.3%、総人口に対して供用済みの普及人口が4,250人で、21.3%。水洗化率、実際に接続された人口につきましては、普及人口の4,250人に対して3,614人ということで、85%の水洗化率ということになっております。

○議 長

山口君。

○6 番

公債費で、加入負担金の増額に伴って財源変更したっていうことなんですけど、ちょっともう一つよくわからないので、この辺、もう少し詳しく説明していただけますか。

○議 長

上下水道課長。

○上下水道課長

財源変更の730万、地方債の件ですね。この730万につきましては、特別措置分という名目の起債でございまして、公共下水道事業費6,600万増

額をしまして、その中で新たに起債充当が可能になっております。この6,600万の公共下水道事業債の補正に伴ってですね、補助事業の補助裏の起債、あるいは事務費に相当する分の起債、そういったものが増額になっております。もともと特別措置分、公共下水道事業費のほうの財源に充ててたんですが、十分起債充当が公共下水道事業費の中に可能になりましたので、その分、元金のほうに回すということで、元金の地方債730万が増額になって、その分、その他繰り入れ等が730万減額になると。その中に、負担金につきましては元金の財源として繰り入れておりますので、115万増額になるんですが、ちょっと説明が難しいんですけども、公債費の繰入金で言いますと、財源変更については、その分の730万が増額になってその他が減るということで、財源変更ということで、何か。

○議長

山口君。

○6番

730万については、そら、財源変更はわかんねん。提案理由で、加入金負担金の増額、等が入ってるからそれだけじゃないというのはわかるんやけど、でも、負担金増額115万で、何で730万財源変更できるんかっていうのが素朴な疑問になりますわね。だから、ここに、提案理由のところに書くか書かないかは別にして、なぜその730万が財源変更になるのか。その他財源っていうのは、じゃあ、何なのか。いまで言うたら、その加入負担金ということになんのやろうけど、金額が全然合わないんじゃないかっていう疑問が出るでしょう。そこんところの、ほかの財源、どこにあるのかを示していただければいいのであって、そういう質問です。

○議長

上下水道課長。

○上下水道課長

ちょっと中身がね、いろいろ財源が、細かいことを言いますとですね、言わないとちょっと数字が合ってこないんですが、まず、7ページの繰入金のところをちょっと詳しく御説明いたします。

下水道建設費繰入金466万円増額するんですが、その内訳としましては、公共下水道への繰り入れが460万、その中身としましては、工事請負費の増額に伴いまして、単独事業分、起債にも充当されない単独事業分100万円増額してるのと、先ほどの起債による財源で、特別措置分730万円、これが減りますので、繰り入れとして730万増額します。これで830万円の増額になるんですが、補正で6,600万事業費増額したことに伴いまして、事務費

分として起債充当できる分が370万円新たに発生しますので、その差し引きで公共下水道の繰り入れが460万円になると。あわせて、流域下水道の繰入金が増額補正に伴って6万円増額になってですね、ここの建設費の繰入金が466万円の増額になると。財源としましては、移動したのは、公共下水道事業に充ててました730万、これを公債費に持っていくと。それとですね、下水道公債費繰入金186万6,000円の減額の分なんですけど、これの中身としましては、元金の繰り入れに特別措置分の起債が充てられますので、元金の繰り入れがマイナス730万不用になると。それと、加入負担金増額に伴う繰入金を減額する分が115万円、730万円と115万円を合わせて845万円の繰入金の減額になるんですけど、先ほどの使用料金の減額に伴いまして、利子に繰り入れた分の使用料金の財源が減りますので、新たに利子分に繰入金が必要になってきます。それが658万4,000円増額になりまして、元金の繰り入れが845万減ると、利子繰り入れが658万4,000円増えるので、合わせて公債費の繰り入れが、プラスマイナスで186万6,000円の減額になるというような財源の内訳の変更が、中身としてはあるわけでございます。結果としまして、ここの9ページにあらわれてくるのは、元金で地方債、その他の財源の変更、これだけがあらわれてくると。中身としてちょっと複雑なんですけど、そういうことでございます。

○議長

山口君。

○6番

全然わかりませんがね、いや、とにかく、ややこしい操作しないと数字出ないっていうのは、そのことはわかります。ただね、議員として、こういう補正で、量はそんなにないですから、きちっと見たいというふうに思うんですが、どうしても数字、これ、わかんないですね。いま説明あったように、中で相当いろんな動きがあって、表に出てくんののはプラスかマイナスかだけで出てくるわけでしょう。そういうことであればね、ちょっとそのバックデータ、要するに、当初予算とも全部見ないと合わないということになるわけやから、バックデータの的なもんでね、ここのこの提案理由の説明では全く不十分になるじゃないですか。ここを読んだだけで、そら、一番上の行の、2行目の公債費ではってさっき言ったところ、ここだけ見ればですね、加入負担金が増えたから財源変更するんだって言うのであれば、115万の財源変更だけだったらわかりますけれども、等ってつけてほかにあるんだったら、その辺もきちっとね、バックデータの的なもんでも資料として要るんじゃないかと思うんですね。この際だから言っておきますけども、いつもね、新しい条例とか事業を始めるとか、そう

いうときには、定例会以外、事前のときにですね、委員会等または全員協議会などを開いていただいてですね、説明とかあるんですが、よそははっきりは知りませんが、こういう国とのやりとりとか、県とのやりとりとか、ややこしいのがある場合はね、もうちょっと、これだけで、いまここで説明受けてですね、全然、結局わからんわけですよ。結局わからんということになる。それだったら、もうちょっとわかるようなもん、これは何も下水道特別会計だけじゃなしにね、ほかのことも言えると思うんですけども、その辺もうちょっとですね、誰が見てもわかるような説明資料みたいなものをね、会計処理としては法に定められた方法でやっておられるんだと思うんで、それ以上はできないんでしょうけれども、バックデータのものはやっぱりきちっと出していただくようにしていただきたいんですが、その点、副町長、どうですか。今後のこととしてですよ。きょうはあれですけど。

○議長

副町長。

○副町長

一定、議会運営にもかかわるような内容も盛り込まれておりますので、私の権限を越える部分があるかもわかりませんが、確かに非常にわかりづらいつらいと申されたらそのとおりでございますので、何らかの対応は今後とも検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第11号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思いますますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第12号 平成25年度平群町介護保険特別会計補正予算
(第3号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

○5番

いま課長のほうからちょっと説明があったんですが、かなり伸びているというか、対象者も増えている状況だと思うんですね。そういう中でちょっと、居宅介護のところ、課長のほうからは、訪問の介護で20名新たにこのサービスを受ける方が増えた。通所で102名の増だというふうに説明があったと思うんですが、それぞれ、それによってどれぐらいの費用、この2,600万のうち、どれぐらいの費用になるのか。それと、あと予防給付のところでも確認ね。訪問介護の予防給付で36人新たに増えた。通所で76人って、これは相当な、新たに増える人数が伸びてるというのは相当なんですけれども、これが今後ね、平群町、ますますこれが進んでいく状況にあるのか、何らかの形で介護の状態が進まないような対応が必要だと思うんですけども、そこら辺、どのように考えておられるのか、ちょっとその点の今後の見通しも含めて御答弁いただけますか。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

非常に難しい質問を頂戴しました。件数と実人員ってちょっと、人っていう表現と件っていう表現が錯綜しておりましたので、ちょっと申しわけないというふうに思うんですが、確実に、いま指摘いただけた部分については増えております。おそらく、まだ数年の間、同じように訪問介護、通所介護、あるいは介護予防の訪問介護、通所介護等、目に見えて増えていくというふうに思っております。それに対する受け皿については、どうにかいまのところ、来年26年度から開所する施設も含めてございますので、遅ればせながら対応できてい

くであろうというふうに想定をしております。ただ、27年以降の状況については、議員も御存じのように、国が社会保障審議会、あるいは介護保険部会のほうの答申もございます。さっき言った2月の12日には閣議決定をして、国会のほうにも上程をされ、いま審議をされている状況でございます。大幅な、そういう意味では、その受け皿の見直しというのが図られていこうとしています。しかし、そこら辺も含めて、この伸びていく需要を、暗に国が提案しておりますボランティアの皆さんの協力も得ていきますけれども、民間任せということではなしに、安心してお任せできる対応について、運営協議会でもいろいろ指摘もございますが、そういうのも含めて考慮しながら、現在、7町の協議会の中でその受け皿をどう確保していくのかということについて、7町協働で模索をしている最中でございますので、いろいろ議員のほうからも意見ございました。それを参考にしながらも、よりよいものになっていく方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長

山口君。

○6番

介護保険が相当伸びてるということで、今回の補正でですね、基金の取り崩しが3,200万になるという補正後の一応見込み。先日の介護の運営協議会での決算見込み、介護の決算見込みはほとんど補正後の予算現額と一緒にような状況、ほぼ一緒の数字で上がってきてますが、相当認定者数も増える、それから、実際に利用する人も増えるということで、今回、補正3号ですね。だからもう、この前も相当増やしてますから、予想より相当大きく行ってると思うんですが、第5期計画との関係でですね、その辺がどのようになっているのか。ほんで、最初に言った基金3,200万取り崩しで、ほとんどその分がほぼ赤字、3,000万近くが赤字になるというふうな予測だと思うんですけどもね、その点もね、あと1カ月、それから、5月の出納閉鎖まではっきりしませんけれども、その辺、いまの段階でどのように見ているのかということも含めてですね、ちょっと答弁いただければというふうに思います。

○議長

福祉課長。

○福祉課長

まだまだ議員御指摘のとおり、不確定な部分も含めてございます。運営協議会で、その直近の状況を踏まえて、決算見込みということで報告をさせていただきました。その段階で、議員御指摘のとおり、基金の取り崩しが3,200万、同時に、基金への積み立て、これが1,200万というふうに申し上げた

というふうに思います。そういう意味では、差し引きしますと2,000万取り崩し、実質的には2,000万のマイナスというふうな話で考えていただくのがより現実に近いのかなというふうに思います。その状況を、第5期の中での中間年である25年の決算がその方向で進んでいくというふうに考えれば、第5期計画の中での取崩額、資金運用の関係から申しますと、計画よりも若干、いまの段階では下回るのではないかとというふうに思います。しかし、認定者数、あるいは利用者の数、利用件数が増加していておりますので、26年度末の段階では、ほぼ第5期計画の中での運用計画に近いものになるのではないかとというふうに想定をしているところでございます。

○議長

山口君。

○6番

24年、25年、26年の3年ということで、去年は実質単年度収支、2,000万ほど黒字やったんですね。1年目黒字で2年目とんとんで3年目マイナスっていうのが、一応3年計画でやる事業ですから、今回、それを大幅にです、いまの見込みですけれども、2,000万という話ですけども、それぐらいの赤字になると。ただ、5期計画始まる前の基金、4期最終の基金がですね、当初1億1,500万って当局が見てたのが1億4,500万、3,000万の乖離、いいほうに、いいほうにというかあったということで、その分は比較的、今回、26年度までに当たってはどうってことないんですが、ただ、27年度からの第6期については、いま国のほうでいろいろ審議されてて、新聞にはほぼ毎日ほど何らかの形で載ってますけどもね、相当動きが激しいですね。一番大きいのは、やっぱり要支援の部分をですね、市町村の自治体のほうでというような動きもありますし、その辺も含めてね、今後の動向にもよるとは思いますが、平群町の高齢化率はですね、生まれる子どもが、きのう聞いた話では100人以下になってですね、新たに65歳になる人は200人以上いてるということで、当然、倍のスピードで上がっていくわけですね。この間の数字を見てても、1年に2%ずつ上がってるというような状況で、もう既に32%を超えてるということです。それと、まだ前期高齢者が平群町の場合は比較的、ずっとこの間多かったんですが、これからは後期高齢者が増えていくと。当然、そうなると、介護認定を受ける人がもっと早いスピードで増えていくというね、こういう事情も見ながらですね、もちろん若い世帯に多く住んでもらうのもありますけども、この介護の点で言えば、若い人が増えても、高齢化の率は下がってもですね、年をとっていくスピードは1年ごとに一緒ですからね、その辺では、人数的には増えていくのはもう間違いないわけですから、その辺

も含めて今後のあり方をですね、国の動向も見ながらということになるでしょうけれども、単に介護保険料を上げればええということにはならないと思いますんでね、その辺も含めて、ちょっと今後の見通しをですね、先ほど財政的な面からでしたけれども、その点はちょっとしっかりと見ていただきたいということはお願ひしておきたいというふうに思います。答弁結構です。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結します。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。
これより議案第12号について採決を行います。
本案は、原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案のとおり可決されました。
日程第16 同意第1号 監査委員の選任に同意を求めることについて
を議題といたします。
議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

同意第1号
監査委員の選任に同意を求めることについて
下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

平成26年3月4日提出
平群町長 岩崎 万勉

記

住 所 大阪府東大阪市稲田上町2丁目2番48号603

氏 名 近藤恭子
生年月日 昭和51年6月16日
以上でございます。

○議 長
提出者の説明を求めます。町長。

○町 長
同意第1号の監査委員の選任に同意を求めることにつきまして、説明させていただきます。

現在、代表監査委員の木村氏におかれましては、平成26年3月31日で退任されることに伴いまして、新たに近藤恭子氏を監査委員に選任したいと考えております。

監査委員の職務は、地方自治法に定められておりますが、常に法令等に適切に対応することが求められております。近藤氏は、現在、親和法律事務所に勤務され御活躍中であり、法律の趣旨を御理解して適切に監査していただけるものであると確信しております。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議 長
これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長
ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
同意第1号について採決を行います。
本案については、原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

日程第17 発議第1号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

発議第1号

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成26年3月4日

提出者 山 口 昌 亮

賛成者 植 田 いずみ

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平群町国民健康保険税条例（昭和34年4月平群村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「20,000円」を「13,000円」に改める。

第5条の2第1号中「20,000円」を「13,000円」に改め、同条第2号中「10,000円」を「6,500円」に改め、同条第3号中「15,000円」を「9,750円」に改める。

第23条第1号ア中「14,000円」を「9,100円」に改め、同号イ（1）中「14,000円」を「9,100円」に改め、同号イ（2）中「7,000円」を「4,550円」に改め、同号イ（3）中「10,500円」を「6,825円」に改め、同条第2号ア中「10,000円」を「6,500円」に改め、同号イ（1）中「10,000円」を「6,500円」に改め、同号イ（2）中「5,000円」を「3,250円」に改め、同号イ（3）中「7,500円」を「4,875円」に改め、同条第3号ア中「4,000円」を「2,600円」に改め、同号イ（1）中「4,000円」を「2,600円」に改め、同号イ（2）中「2,000円」を「1,300円」に改め、同号イ（3）中「3,000円」を「1,950円」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(適用区分)

2 改正後の平群町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長

提出者の提案理由の説明を求めます。山口君。

○6番

平群町の国民健康保険税についてはですね、この間、議会ごとにさまざまな議論が行われてきました。特に、後期高齢者医療制度が創設されるなどですね、大きな国のほうの法改正を受けて、平成20年度に加入者1人当たり2万円の増税が行われたわけです。その後、平成23年、24年、25年と、3年間にわたって町長提案の国保税の減税議案というか、条例改正案が可決されました。それであって、その間、3年間で、町の試算によりますと、総額で1億900万の減税になります。当初、上がったときが1億2,000万から3,000万の間でしたから、ほぼそれに9割近い減税がされてるんですね。それでもですね、この前の2月に行われました国保の運協でですね、町が出された今年度、平成25年度の決算見込みではですね、一応、形の上での実質単年度収支は赤字になってるわけですがけれども、昨年9月の決算議会でも明らかになったように、24年度の決算については1億4,000万以上の黒字があったと。その中身はというと、退職者医療のほうの療養給付交付金、これが1億2,000万、事務処理のミスで間違っていたということがわかったわけです。それを除けば、実際の、25年度のいまの決算見込みで言うと6,788万円の黒字になる、単年度ね。それもあわせて、それから、この平成20年度から25年度まで丸6年になりますけれども、この6年間で6億円以上の黒字が出てるんですね。引き下げがなければ6億1,145万円の黒字になる。それはそれとしてですね、この間引き下げがあって、それでも毎年黒字が続いています。その中で、いま現在、じゃあ、決算見込みの段階でですね、どれだけの剰余金というか、国保のほうは金があるかということですね、3億1,900万円あるんですね。基金に1億9,000万円、これには出てきませんがありますから、3億1,900万円ほどあると。そういう点から言えば、それと、もう一つはですね、この前の運協でも議論になってましたけれども、平成29年、これから3年後ですけれども、3年後には、いま各市町村が保険者として行っている国民健康保険会計が都道府県に移る可能性というか、そういうふうな動きでいま進んでるんですね。県のほうもそれで進めていると。当局のほうでも、29年

度まであと3年間という話がありました。そのときにきちっといくかどうかは別にして、いま、平群町で3億以上の黒字があると。毎年、この間、単年度黒字になってきてるといふ点を見ればですね、当然、4年連続の引き下げも可能ですし、ましてや、県のほうに移行すれば余った金は浮いてくるわけですね。当然、それを一般財源で使うわけにはいきませんから、国保加入者の皆さんに還元するといふか、お返しするのが私は筋だと思いますので、できるだけ速やかにですね、早く国保税を引き下げることで還元していくということが大事だといふことから、本条例改正案を提案したものです。皆さんの審議を経てですね、ぜひ可決いただけますようによろしくお願ひします。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りをします。

本案は、会議規則第39条の規定により文教厚生委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案は、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

午後2時45分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時28分)

再 開 (午後 2時45分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議 長

上下水道課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。上下水道課長。

○上下水道課長

すいません。貴重なお時間をいただきまして。

先ほど、森田議員から御質問いただきました普及率についてでありますが、申しわけございません。私、昨年度の資料と見間違えておりまして、かなり低い数字を申し上げてしまいました。訂正いたします。普及率ですが、人口1万9,786人に対しまして、供用済みの普及人口が5,714人、普及率で言いますと28.9%で、昨年 of 今の時期と比べまして3.1%の増となっております。水洗化率ですが、供用済みの普及人口5,714人に対しまして、実接続人口、水洗化人口が5,116人、水洗化率は89.5%で、昨年 of 今の時点と比べまして7.6%の増でございます。訂正いたします。申しわけございませんでした。

○議 長

続きまして

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 日程第18 | 議案第13号 | 平成26年度平群町一般会計予算について |
| 日程第19 | 議案第14号 | 平成26年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第20 | 議案第15号 | 平成26年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第21 | 議案第16号 | 平成26年度平群町水道事業会計予算について |
| 日程第22 | 議案第17号 | 平成26年度平群町下水道事業特別会計予算について |
| 日程第23 | 議案第18号 | 平成26年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第24 | 議案第19号 | 平成26年度平群町学校給食費特別会計予算について |
| 日程第25 | 議案第20号 | 平成26年度平群町介護保険特別会計予算について |
| 日程第26 | 議案第21号 | 平成26年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第27 | 議案第22号 | 平成26年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について |

以上10件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から平成26年度予算の説明を求めます。町長。

○町長

それでは、平成26年度一般会計及び特別会計予算提案理由を御説明申し上げます。

本日、平成26年3月第1回平群町議会に、平成26年度平群町一般会計及び特別会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、予算の概要を申し上げ、議員各位を初め住民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成26年度政府当初予算の閣議決定によりますと、デフレ脱却・経済再生と財政健全化の両立の実現を目指すという考え方に立ち、予算を抜本的に見直した上で、経済成長に資する施策への重点化が図られ、経済成長力の底上げと好循環の実現により、持続的な経済成長に資するものであるとされています。このことは、これまでの「縮小均衡の分配政策」から「成長と富の創出への好循環」へと転換させ、「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組むとされ、日本経済再生に向けて、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を行うことで景気の底割れを回避するとされ、東日本大震災からの復興に加速をつけることに加えて、持続的な成長や将来性が見込まれる分野への重点化を示しており、地方自治体としても高く評価するところであります。

その中で、地方財政対策に関しては、地方の一般財源総額が前年度を上回る規模で確保されたものの、その内容は、法人所得に起因して地方税等が大きく増加するとしており、地方交付税については、リーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切りかえとして、この間の景気悪化に対応するために設けられた地方交付税の別枠加算が存続こそしたものの縮小されるなど、実質的な地方交付税は減少することとなり、地方への景気回復の効果が波及しているとは言いがたい中、大都市のように大幅な税収増が期待できない本町にとっては厳しい内容となっており、依然として逼迫した財政運営を余儀なくされると強く懸念しております。

こうした状況を背景に、本町の平成26年度当初予算については、人件費、扶助費及び公債費を合計した義務的経費が一般会計予算全体の約半分を占める硬直した財政状況ではありますが、行財政改革に取り組み、企業誘致や地元産業の活性化など、新たな施策の展開による歳入増加策を実施し、持続可能な財政基盤の確立に努めます。

また、昨年4月に策定した平群町第5次総合計画の中で、目指すべき平群町の将来像を高年齢者から子どもまでが安心して暮らせる「緑豊かで心豊かな子どもの歓声がきこえるまち」とし、これを実現するためのまちづくりの戦略とし

て、九つの基本戦略に基づく29の重点施策と総合的な人口対策の項目を設定しました。これらの施策の推進のために、まちづくりの主役となる住民の皆様との協働を基調とした、将来に向け住民の皆様にも最善と考えられる予算編成を行いました。

以下、平成26年度における活気ある魅力的なまちづくりのために取り組むべき重点事業を中心に、各戦略を順次御説明いたします。

まず、人口対策として、①住まいの場の確保（住宅の流通、定住化の促進）、②安心の子育て、確かな教育（子育て支援策、教育環境の充実）、③安全・安心の暮らし（安全・安心で利便性の高い住環境の整備）、④活気ある働く場所（雇用、労働、産業の場の創出）、⑤“へぐり”ならではの豊かな暮らし（平群の特性を生かした魅力的な暮らしの創造、発信）を柱として位置づけ、各事業を展開していきます。

「子育てと教育」の戦略として、安心の子育て、確かな教育に向け、子どもの医療費の高校1年生までの無料化拡充、幼保一体化事業や各学校施設の教育環境の充実に努めてまいります。

「住みよさ」の戦略として、快適な住環境、住まいの場の確保を目指して、平群駅周辺整備事業や公共下水道事業、国道168号線バイパス沿いの活性化など、これまで取り組んできた各事業については引き続き推進し、定住化を促進するための住宅取得者に対する助成制度の創出、空き家対策についても取り組んでまいります。

「健康づくり」の戦略として、健康長寿奈良県1番を目指し、健康診査・疾病予防事業などの充実、スポーツ活動等の健康づくりの事業について、必要な予算を確保しました。

「産業」の戦略として、企業誘致による新たなまちづくりの推進を図り、基幹産業である農業の6次産業化への取り組みを推進し、地域産業活性化へつなげてまいります。

「観光」「発信」の戦略として、地域資源を生かした活力あるまちを目指して、“へぐり”ならではの自然・歴史などの資源を適切に保全し、これらを生かした観光開発を行います。

また、平群ブランドの認定により、地域のよいものを発信してまいります。

これらの施策については、平群町が未来に向かって大きく発展し、町民一人一人が将来に希望を持てるような予算となるよう、厳しい財政状況の中ではありますが、最大限の努力を傾注したところであります。

その結果、一般会計予算案の規模は65億4,000万円であり、前年度から2億5,500万円の減額となっています。

また、特別会計の合計は51億9,005万円となっています。

以下、新年度予算につきまして、一般会計から主要施策等についての概要を御説明申し上げます。

人事につきましては、多くの退職者が発生する状況が続いた中、平成25年度に引き続き、平成26年度においても12名の新規職員の採用を予定しています。

また、新財政健全化計画に基づき、町長40%、副町長35%、教育長25%の特別職給与の減額、課長級8%、主幹級7.6%、その他職員6%の一般職給与の減額を引き続き実施します。

人材育成につきましては、これまで人事考課制度を構築すべく検討を重ねてまいりましたが、平成26年度より管理職について本格実施を行ってまいります。

また、職員研修として、引き続きアカデミー研修やJIAM研修を中心に職員を派遣するとともに、町主催や奈良県主催の研修にも積極的に職員を派遣し、職員のスキルアップを図ります。

広報・広聴業務の推進につきましては、住民に開かれた行政を目指すこととあわせ、行政と住民との協働のまちづくりを推進していく上で、広報やホームページは行政と住民を結びつける重要な手法であり、行政情報の積極的発信と住民の皆様の意見やニーズを的確に把握していくため、より一層の充実を図ってまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様の多様なニーズや要望にお応えするため、無料法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談業務を引き続き実施します。

公有地の管理につきましては、引き続き適正な維持管理に努めます。また、土地開発公社から引き継いだ物件を含め、遊休財産については可能な限り事業化に努める一方、民間売却等も積極的に行い、財政負担を少しでも軽減できるよう取り組んでまいります。

公共施設などの建築物の管理については、維持管理に必要な所要額を確保しております。また、老朽化した公共施設については、平成25年度で実施中の公共施設長寿命化計画策定業務の成果に基づき、公共施設等総合管理計画を策定し、優先順位をつけながらその実施に努めてまいります。

防犯対策事業につきましては、消費電力の削減を図るため、町管理及び自治会管理の防犯灯を早期にLED灯への切りかえ完了を目指し、取り組みを進めてまいります。

防災対策につきましては、遊休地の利活用の観点からも、先行取得した用地

を活用して実施する事業として、総合スポーツセンターにおける防災機能を強化し、防災拠点施設の基盤整備を図ってまいります。

公共交通の確保につきましては、コミュニティバスにより日常生活の利便性の向上を目的に、昨年11月より改正しました新ルートの運行のための費用を計上しています。今後も、公共交通の利用促進対策として、公共交通体系の整備を図ります。

電子自治体の推進に関しましては、IT環境の変化に伴い、クラウド化や仮想化などの新しい技術を活用して、行政事務の効率化や最適化を進めることで行政コストを削減し、住民サービスの向上を図ります。また、平成28年から導入される番号制度への対応も含め、引き続き電子自治体の推進を図ってまいります。

徴税事務につきましては、奈良モデル推進補助金を活用し、コンビニ及びペイジーでの収納システムを導入することで、納税者の利便性の向上を図り、公金収納業務の合理化及び徴収強化に努めてまいります。

住民戸籍事務につきましては、住基ネット並びに戸籍情報の適正な管理と迅速な対応を図るため、各システムの整備に要する予算を計上しています。

福祉施策につきましては、高齢化社会が進行する中で、住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、高齢者が要介護状態にならないよう、健康で生き生きした自立生活が送られるための介護予防事業の実施に努めます。また、生活の支援、心身機能の維持向上を図るための支援策の実施に努めます。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者基本法、及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者等が基本的人権を享有する個人として、地域で安心して暮らすことのできるまちを目指すため、行政窓口到手話通訳士の設置を行うなど、障がい者等に対し必要なサービスを提供できるよう努めます。

児童福祉の施策では、就労の多様化による保育ニーズに対応するための保育や、はなさと保育園での一時預かり事業を継続して実施します。また、子育て支援センターでは、子育て支援サービスや子育てボランティアの育成についても引き続き取り組んでまいります。

福祉医療事業では、乳幼児等医療を子ども等医療に変更し、対象年齢を小学生から高校1年生に引き上げ、医療費も入院だけではなく通院も含めた無料化を実施することにより、子育て世代の支援を推進してまいります。

健康づくりの推進につきましては、全ての住民が健康的な日常生活を営むことができるよう、生活習慣病や介護予防等、各世代を対象とした予防、検（健）

診、相談、指導について積極的に取り組んでまいります。

少子化対策としまして、妊婦健康診査費用の公費助成を今年度も14回とし、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図っていきます。また、出生した赤ちゃんに絵本を配布し、絵本を通じて親子のコミュニケーションを促すブックスタート事業も引き続き実施します。妊産婦や新生児の家庭訪問を通じて育児不安を軽減するため、子育て支援についても積極的に取り組みます。

疾病予防事業では、昨年度より子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンが定期接種となり、引き続き全額公費負担として実施してまいります。また、風疹ワクチン接種費用助成についても1年間の延長実施をすることにより、疾病予防に取り組めます。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、今年度も7月の「差別をなくす強調月間」を中心に、各種啓発活動を予定しています。のぼりの設置や児童の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しています。また、11月17日には、「人権・命の尊さへの町民集会」を開催し、命の大切さと人権の重要性を訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群 平和のための戦争展」の開催を8月に予定しています。また、関連した現地研修についても、今年度も開催を検討してまいります。

男女共同参画社会の推進につきましては、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、今年度も研修会や講演会を開催する予定であります。また、新たに策定しました第2次平群町男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを実施します。

環境衛生事業では、空き地の雑草除去の指導や不法投棄・野焼きの防止対策を進める一方、資源循環型社会形成の目的から、平成24年度から実施したペットボトルや廃プラ等資源ごみのステーションでの定期的な回収を引き続き実施します。また、ごみ出し困難な方を対象にふれあい収集を実施しています。生ごみ処理容器の設置補助や有価物の集団回収への助成も引き続き行い、可燃ごみ有料指定袋制により、さらなる減量化に向け、取り組みを進めてまいります。そのほか、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収や合併浄化槽設置に係る補助金助成を行うなど、環境の保全にも努めてまいります。

また、平群町リサイクルセンターについては、平成26年度より4年間の指定管理を公益財団法人平群町シルバー人材センターに指定することとし、引き続き施設の適正な運営管理に努めます。

清掃センターの運営におきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよ

う分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については運転業務の委託を行って、ごみ処理費用の縮減を図ります。

農林業の振興につきましては、遊休農地を活用し、新商品開発に取り組み、6次産業化を推進します。また、近畿大学農学部との協同実習にも引き続き取り組んでまいります。さらには、新規就農支援事業、有害鳥獣駆除事業拡充に必要な予算を計上して町全体の活性化につなげてまいります。

また、平群町活性化センター、くまがしステーションの運営管理については、平成26年度より4年間の指定管理者を公益財団法人平群町地域振興センターに指定することとし、適正な運営管理に努めます。

国土調査事業につきましては、地籍調査の完了に向けて、椿井の一部地区の一筆地調査及び一筆地測量の実施に必要な予算を計上しています。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

消費者行政につきましては、消費者の利益の擁護及び増進に資するため、消費生活相談員を配置し、適切な助言、情報提供を行うとともに、「ハット！ホッと！生駒郡サポートネットワーク」として、生駒郡4町のどちらのまちでも相談に対応できる窓口体制及び町民の方々を対象とした消費者啓発出前講座を開催し、消費者トラブルの回避を推進してまいります。

観光行政につきましては、観光基本計画をもとに、平群ブランドによる観光PRを図ってまいります。また、平成27年度のへぐり時代祭り開催に必要な予算を計上しています。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修費等に所要額を計上しています。橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁補修の設計業務の予算措置や社会資本整備総合交付金の補助採択を受けて、西山麓線ほか9路線の舗装工事、並びに、道路灯LED化の新設を予定しています。

また、春と秋の環境愛護デーの実施費用や街路樹の剪定費用、各大字・自治会への草刈り手数料を計上しています。

都市計画につきましては、都市計画基礎調査に必要な費用を計上したほか、既存木造住宅耐震診断に伴う委託料や耐震改修に伴う補助金を計上しています。

平群駅西土地区画整理事業につきましては、平成26年度は造成工事費及び移転補償費に係る基本事業費分の町負担金及び都市再生区画整理事業費を予算計上しています。

住宅管理につきましては、社会資本整備総合交付金の採択を受けて、町営住宅、改良住宅のベランダ防水工事や浴室設置工事の費用を計上しています。ま

た、公営住宅管理システムの導入を行い、住宅の適正管理に努めてまいります。

公園管理につきましては、中央公園、北公園の運営管理については、平成26年度より4年間の指定管理者を公益財団法人平群町地域振興センターに指定することとし、引き続き公園施設の適正な運営管理に努めます。また、公園遊具の保守点検に伴う費用を計上しています。

消防・防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、自主防災連絡協議会を中心に、地域防災に関係する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き自主防災組織づくりの拡充に努めます。また、関連して緊急メール配信システム運用のための予算措置を行い、防災に加えて防犯にも役立ててまいります。

消防水利施設の充実につきましては、住民の生命・財産を守る消防水利施設の充実強化として、計画に基づき、消防水利弱点地域の対策工事を進める一方、地域の消防施設整備に対する補助を行います。

教育環境の整備充実につきましては、平群小学校体育館の耐震改修設計業務を実施し、魅力ある教育環境の整備を図ります。

幼保一体化施設建設事業につきましては、平成27年4月の開園を目指し、施設とあわせて周辺整備を進めてまいります。

文化、学習の振興につきましては、国庫補助事業として、椿井城の三次元測量と南郭群の部分的な発掘調査を計画しています。また、従来からの施策であります生涯学習事業として、公民館教室や友遊教室と題して、各種教養講座を開催します。特に、友遊教室においては、県外自治体との連携による都市間交流を含めた体験学習教室の開催を検討しています。

あすのす平群につきましては、図書館機能の充実を図る一方、学校図書館の支援、子ども読書活動推進を目的とした図書館司書の配置を進めてまいります。あわせて平群の観光、文化の拠点として積極的に情報発信を行ってまいります。

教育支援活動促進事業につきましては、学校地域連携事業、パートナーシップ事業及び放課後子ども教室を引き続き実施します。

体育振興につきましては、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツの普及推進、総合型地域スポーツクラブ「くまがしクラブ」の育成支援を行います。また、体育施設の運営管理については、平成26年度より4年間の指定管理者を公益財団法人平群町地域振興センターに指定することとし、引き続き体育施設の適正な運営管理に努めます。

次に、各特別会計について御説明申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、4,006万3,000円となっております。本事業の貸し付けにつきましては、平成8年度をもって終了しておりますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も、貸

し付け回収業務により一層の努力をしております。

国民健康保険特別会計につきましては、26億6,000万円となっております。健康長寿のため、特定健康診査受診率の向上を目指し、特定健康診査受診者並びに人間ドック結果返却者への商品券の配布を行っております。総合健診事業では、補助金の増額、対象年齢の引き下げを実施しております。また、平成25年度に引き続き、国民健康保険加入者へのがん検診の啓発にあわせ、眼底検査の新規実施、糖尿病等治療促進事業、糖尿病等起因歯周病対策事業等を実施し、病気の早期発見、医療費の抑制を図っております。あわせて、医療費となる療養諸費、後期高齢者支援金、第2号被保険者に係る介護納付金、高額医療費共同事業拠出金等も計上しています。

下水道事業特別会計につきましては、5億5,706万円となっております。本事業は、平群町流域関連公共下水道として平成3年度に事業認可を受け、平成4年度より事業着手し、平成18年度に一部供用を開始しております。

平成26年度は、下水道管理費において下水道施設の適正な維持管理を実施し、新たに公営企業化に向けた準備を進めていくとともに、下水道建設費においては、公共下水道事業として、集中浄化槽区域である樺台、若葉台、ローズタウン若葉台の供用開始に向けた取り組みを行うとともに、吉新地区、国道168号線バイパス沿いの管渠整備を実施します。

流域下水道事業として、浄化センター及び幹線管渠の施設整備等を流域下水道事業負担金として計上しております。引き続き、生活環境の向上、河川等の公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,981万円となっております。本事業は、平成9年度に事業着手し、平成18年度に供用を開始いたしました。平成26年度につきましては、施設管理費において、集落排水施設の適切な維持管理を実施するとともに、施設整備費においては、公共ます設置工事等と農集下水道事業債管理基金の積み立てを実施いたします。今後も農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、あわせて公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計につきましては、7,172万2,000円となっております。事業費は、学校給食実施に係る給食食材費用を計上しています。平成26年度も引き続き、安全でおいしい給食を提供するため、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、食材の選定を徹底することで児童・生徒の健全な発達を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、介護保険制度は、第5期計画（平成24年度から26年度）に基づき、「人・心・地域 つながる福祉を奏でるまち へ

ぐり」を基本理念に、引き続き推進してまいります。

保険事業勘定につきましては、15億1,095万9,000円を計上しています。保険給付費では要支援・要介護者に対するサービス費等を計上して、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、また、地域支援事業費では要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援してまいります。

サービス事業勘定につきましては、1,348万2,000円を計上しています。内訳としては、総務費で職員の人件費を、また、事業費では居宅介護予防サービス計画費に係る事務費等を計上しています。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、75万円となっております。奨学金の貸し付けを行うことで就学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成も目標に引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、2億9,620万円となっております。後期高齢者医療制度における後期高齢者医療広域連合負担金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び事務経費を計上しております。

続いて、水道事業会計についてであります。業務の予定量として、給水件数7,690件、年間総配水量228万6,000立米、1日平均給水量6,263立米、年間有収水量205万7,000立米であります。主要な建設改良事業を1億4,430万円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は5億1,695万2,000円であります。これに対して水道事業費用では、県営水道の受水費を初め各浄水場などの動力費及び維持管理費、修繕費、有収率向上を図るための漏水調査委託料、そして、建物、構築物、機械装置等の固定資産減価償却費、企業債の支払利息及び職員の人件費などの義務的経費などで、費用総額は5億4,310万4,000円となります。

次に、資本的収支のうち資本的収入については、工事負担金及び企業債を措置し、収入総額は8,508万3,000円であります。一方、資本的支出については、原水浄水設備費、配水給水設備費などの建設改良費及び企業債の償還金で、1億6,359万7,000円となります。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、7,851万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金7,415万2,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額436万2,000円にて補填することといたしま

した。

水道水は住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にして豊富で、しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう事業の運営を図ってまいります。

以上、平成26年度における主な施策を中心に御説明申し上げましたが、これら諸施策の推進に当たりましては、万全の注意を払い、効率的な執行を心がけたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御鞭撻をお願い申し上げますとともに、厳しい財政状況の中で編成を行いました平成26年度予算につきまして、深い御理解を賜っての御審議をお願いして、原案どおり議決、承認賜りますよう切にお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長

お諮りします。

本案については、あす改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議は延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

(ブー)

延 会 (午後 3時20分)